

「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあ
たったの指針」(素案)に関するパブリックコ
メントにおいて提出された意見とこれに対す
る教育委員会の考え方について

平成24年4月
多摩市教育委員会

「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針」(素案)に関するパブリックコメント

- 1 実施期間 平成24年2月23日～3月13日(20日間)
- 2 実施方法 公式ホームページ、市内図書館、児童館、コミュニティセンター、公民館、出張所、窓口持参、郵送、ファクシミリで意見を募集
- 3 意見提出者 78人

多摩市教育委員会では、現在、子どもたちにとって持続可能で望ましい教育環境を整備するために、3つの視点を中心に、通学区域制度の見直しに取り組んでいます。

3つの視点とは、「学校規模の適正化」「学校と地域との連携強化」「子どもたちの安全確保」です。

これらの視点はどれも重要であると考えており、総合的に捉える必要があります。そこで、このたび「多摩市立学校の通学区域制度の見直しにあたっての指針(素案)」(以下「素案」)をまとめました。

そして、この素案に対する市民の皆さんのお考えを伺うために、パブリックコメントを実施しました。

その結果、78名の方々から貴重なご意見やご提案をいただくことができました。ご理解とご協力に厚くお礼申し上げます。どのご意見も、現在多摩市の学校が抱える課題への深い理解と今後への前向きな提案が多く、見直しへの賛成意見や反対意見にとどまらず、様々な改善策を提示していただきました。ここに、教育委員会としての考えを記させていただきましたので、ご覧いただきますよう、お願いいたします。

なお、「学校規模の適正化」については、学校選択制の見直しだけでは規模の適正化を図ることが困難な地域もあり、その地域については通学区域自体を変更することにしました。さらに、「学校と地域との連携強化」については、「地域の子どもは地域全体で育てる」ことが望ましいとの考え方にに基づき、自治会などとの連携を重視した通学区域の見直しをおこないます。そして、「子どもたちの安全確保」についても、地域ごとの防犯力、防災力を高め、市内のどの学校でも安心して通学できる環境づくりを進めていくことを急務としました。

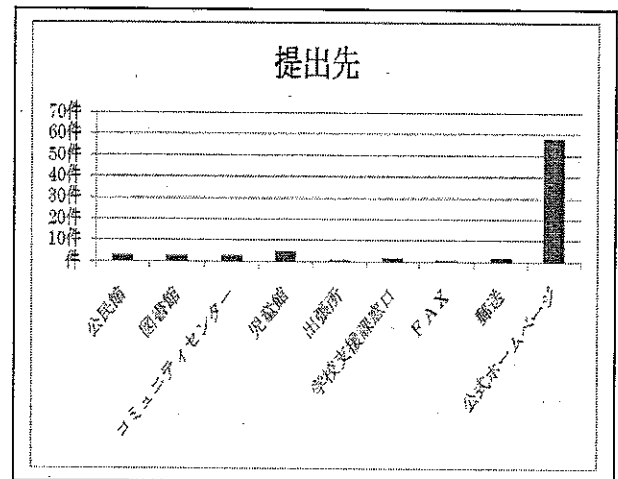
ぜひ、今回の見直しの3つの視点をご理解いただき、皆さんの住む地域の学校を、さらによりよい成長の場としていくために、学校を支える主体のお一人となっていただけますよう、今後ともお力添えをよろしくお願いいたします。

平成24年4月
多摩市教育委員会

パブリックコメントの実施概要

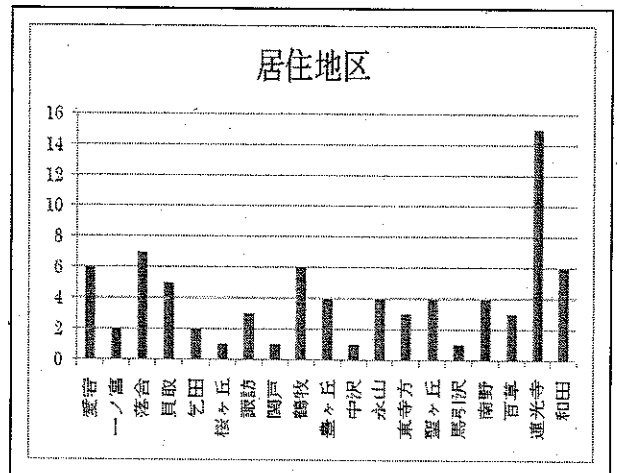
① 提出先

公民館	3件
図書館	3件
コミュニティセンター	3件
児童館	5件
出張所	1件
学校支援課窓口	2件
FAX	1件
郵送	2件
公式ホームページ	58件



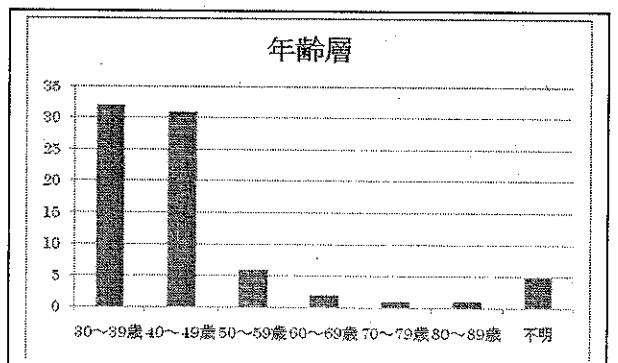
② 提出者の居住地区

愛宕	6件	中沢	1件
一ノ宮	2件	永山	4件
落合	7件	東寺方	3件
貝取	5件	聖ヶ丘	4件
乞田	2件	馬引沢	1件
桜ヶ丘	1件	南野	4件
諏訪	3件	百草	3件
関戸	1件	連光寺	15件
鶴牧	6件	和田	6件
豊ヶ丘	4件		



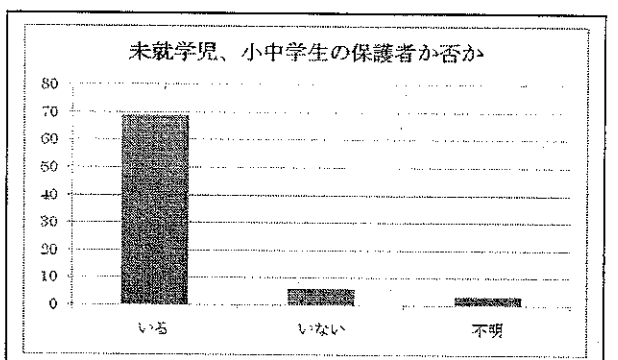
③ 提出者の年齢層

30～39歳	32人
40～49歳	31人
50～59歳	6人
60～69歳	2人
70～79歳	1人
80～89歳	1人
不明	5人



④ 未就学児・小中学生の保護者か否か

はい、います	69人
いいえ、いません	6人
不明	3人



No.	提出された意見
連光寺地区に関するもの	
1	<p>連光寺1丁目調整区域内に住んでいます。 只今、小5、小3の子供がいます。子供の通学にあたり、まず考えるのは安全面。小学校二つを一つの中学校の学区にするのではなく、小学校とは別に、中学校を拠点にした距離から新たに中学校の学区を設定するのが安全面を考慮しての学区ではないでしょうか。 中学校は小学校と違って部活動で帰りも遅くなります。大きな地震がまた起こると予想されている現在、災害時の安全面でも、距離が近い学校を優先させていただきたいです。 今回調整区域を設定して頂いた事でその問題がカバーされ、非常にありがたいです。地域で子供たちを守っていかうという観点からも、距離をまず優先させていただきたいと願っています。</p>
2	<p>今回の通学区域制度の見直しですが、もっと多視点で見る必要があるように思え、意見文を送らせていただきます。 私は連光寺地区におり、連光寺、聖ヶ丘小・中とも交流する機会がたびたびあり、学校選択の問題もよくわかっているつもりです。 しかしながら、私の住居は川崎街道、向ノ岡地区に近隣し、第一子は距離を考慮し多摩中学校を選択いたしました。昨年の震災の際には心配しつつも、距離が近かったことで、自力で帰宅でき、親としては安心いたしました。 学校選択制の課題のひとつの『学区外からの通学のための安全確保の困難性』は我が家にとってはあてはまらず、他のご家庭でもそういう方は多いと思われまます。 また聖ヶ丘中学校の小規模化が問題視されており、連光寺地区の子供たちが選択しなければ、運営面に問題があるのは重々承知しておりますが、昨今の治安事情を考えると、現在の制度ではあまりにも乱暴な線引きに感じます。 どんどんと多摩中学校への受け入れが減り、諦めて聖ヶ丘中学校へ行く方も多いです。 今回向ノ岡地区の一部のみが調整区域になることに関しても、定義ははっきりしないように思えます。 基本指定学区へ行かなければならないのであれば、通学路の安全向上（向上でなくても、取り組みの姿勢）をアピールする必要性があると思います。 しかしながら数年なにもかわらず、大谷戸公園隣接道路が節電時に消灯されてしまったところを見ると、地域の気持ちが汲み取られていないように感じました。 また昔ながらの学区の取り決めでは、1本道をはさんでだけで状況が変わり、納得いかない面も多々見受けられます。 コミュニティエリアのゾーニングだけではなく、学校からどこ辺りまでが、半径1キロおよび1.5キロなのかを色づけしたマップも必要だと思いますし、距離別で選択レベルわけも必要ではないのでしょうか。 学区以外にも距離を考慮し、選択の審査の細分化を図っていただきたいです。</p>
3	<p>乞田川沿いの連光寺2丁目に住んでいます。 周囲の人は殆ど多摩中に通っており、通学距離や通学路を考えると、明らかに聖ヶ丘中より多摩中の方が指定校としてふさわしいと思うので、この地域の学区の変更を希望します。 それが無理ならば、学区の境目であるこの地域は優先的に多摩中か聖ヶ丘中かを選択できるようにしてほしいと思います。 また子供がたくさんいるので、将来兄弟姉妹が別の小中学校に通うことにならないよう、指定校変更の兄弟姉妹の要件は、兄弟が卒業後も適用できるよう改訂して残して頂きますよう、お願いいたします。</p>
4	<p>はじめに、大震災の教訓から子どもたちの安全確保を目的にしている点は同意できる。 しかし、これまでの学校選択制の実績から見ても、連光寺1丁目の中学生は、ほとんど多摩中に通学（希望）しているにもかかわらず、今回の見直しにおいては、大型マンション（パシーナ）のみが多摩中へ通学でき、向ノ岡地区のみが調整区域とされている。連光寺1丁目は、大きく3つに分断されている状況であり、地域連携という見直しの目的に逆行している。 学区の聖ヶ丘中へは坂道を登り通学するため、徒歩30分はかかり、むしろ多摩中へのルートは向ノ岡地区よりも他の連光寺1丁目地域の方がはるかに近く、その点も向ノ岡地区のみが優遇される状況は納得がいかない。 連光寺1丁目から聖ヶ丘中までは、単に長距離というだけでなく、通学路に人気のない公園や空き地も多く、中学生ともなれば部活動の終わる時刻が午後8時頃になることもあり、安全面で非常に不安である。 よって、現（素案）には反対であり、中学校学区について連光寺1丁目地域を分断することなく、全地域を多摩中学区域とするよう要望する。</p>
5	<p>本指針の通学区域での調整区域の設定の内容には、受け入れがたい箇所があり以下に意見および要望を述べる。 「調整区域の考え方」として、「指定校までの距離が一定以上となり、隣接校のほうが、通学距離・時間の短縮、通学上の安全確保が図りやすい場合」に「隣接校への就学を希望できる」ことは、望ましいことで賛成である。 しかし、指定予定の区域の一部には賛成できない。 聖ヶ丘中学区（連光寺小学区）の直線距離で1.5km以上の区域がある『向ノ岡地区』の考え方に不足の問題がある。 本指針（P13）では、「連光寺1-20~41（向ノ岡地区）」が多摩中への就学を希望できる区域としている。どうして『向ノ岡地区』が「連光寺1-20~41」なのか？ 学校の適正配置に「地域コミュニティと歴史的背景の考慮」としているため、地域コミュニティを考えれば自治会単位が重要となる。このように考えた場合の「連光寺向ノ岡自治会」は、「連光寺1-19~41」で組織され、『連光寺1-19』のみが除かれているのが本指針の区域である。 『向ノ岡地区』は、川崎街道にて岡を切り開かれる以前は、桜のきれいな岡としてひとつづきの岡であり、現在もさくら橋で繋がっている桜のきれいな区域です。 「向ノ岡御野立所」「御駒櫻」などの碑も「連光寺1-19」付近にあり、「連光寺1-19~41」が『向ノ岡地区』とするのが望ましく、「連光寺向ノ岡自治会」の「連光寺1-19」のみを除いた『向ノ岡地区』を区域としたことは誠に残念な内容であり遺憾の極みである。 ご担当の学校支援課に事情を確認したところ、「川崎街道を境」にしたと伺いました。 聖ヶ丘中学校からの直線距離では、「連光寺向ノ岡自治会」の区域で「連光寺1-19」よりも近い区域はありますが、「川崎街道を境」に「連光寺1-19」だけ除かれたのは、納得いきません。先にも書いたようにさくら橋で繋がっている『向ノ岡地区』の下を通る川崎街道を境とする内容は納得できません。 同じ自治会でラジオ体操をして、読み聞かせを聞いて、ハロウィンで楽しいで遊んだお友達同士なのに「連光寺1-19」の子供だけが対象から外され、別扱いされる素案は、地域コミュニティを分断する到底受け入れられるものではない内容である。 どんな計画でも誰もが満足する案は、まずありえません。決して理不尽な事を述べているとは考えておりません。是非ともご検討のほど調整区域『向ノ岡地区』に「連光寺1-19」を含めた修正を賜りたく、お願いする所存である。 以上</p>

○連光寺地区は、連光寺小、聖ヶ丘中の通学区域です、今回の見直しでは通学区域自体の変更は考えていません
 ○ご意見の中にもありますように、連光寺1丁目（2丁目、3丁目の一部を含む）は、聖ヶ丘中よりも多摩中の方が通学距離が短く、半分程度で通学できることかと思えます
 ○必ずしも通学区域の中心近くに学校が位置するものではないため、通学区域の境界付近では、隣接する学区の学校の方が通学距離が近いという地区は市内のほかの地区でも存在します
 ○そこで、学校選択制を見直したあとの救済措置として新たに「調整区域」を設定することにしました
 ○指定校までの通学距離、時間が一定以上となり、隣接校であればこれを半分程度に短縮できる地区については、調整区域として、隣接校への就学を希望できるというものです
 ○通学距離、時間が一定以上とは、通学時間でおおむね30分以上、通学距離にして中学生でおおむね2キロメートルを超える場合を想定し、学校からの直線距離が1.5キロメートルを超える地区を今回指定します
 ○聖ヶ丘中の通学区域の中では、連光寺1丁目の向ノ岡地区の一部がこれに該当することから、1つの地域としてのまとまりとして向ノ岡地区（川崎街道の北側）を調整区域として指定します
 ○教育委員会でも、学校までの通学時間をできる限り短くすることが通学上の安全確保につながるものと考えています
 ○今回、調整区域に指定されていない地区にお住まいの児童・生徒が、聖ヶ丘中に安心して通学することができるよう、通学上の安全確保策を講じていきます
 ○特に、桜ヶ丘公園脇の道路の樹木については、平成24年度に公園を所管する課とともに安全点検を行い、必要に応じて剪定していく予定です

○多くの方が就学を希望されている多摩中についても、多摩中本来の通学区域があります
 ○多摩中が位置する場所が通学区域の端であることから、通学区域内には一ノ宮1・4丁目の一部など、直線距離で1.5キロメートルを超える地区もあります
 ○しかし、この地区からは半分程度に通学距離を短縮できる中学校が存在しないため、調整区域として指定することができません
 ○多摩中の通学区域内の児童数は今後増加の傾向にあり、現在の通学区域の生徒のみでも施設の規模を上回ることもあり得ます
 ○このような事情があることもご理解いただければと思います

○調整区域としての「向ノ岡地区」については、素案では、川崎街道よりも北側の地区としました
 ○しかしながら、同一の自治会の中で一区画のみが指定の区域から外れていることでの地域コミュニティへの影響を考慮すれば、同一自治会としてのまとまりで指定するほうが望ましいと考え、変更します

○今回の素案は、学校規模の適正化、学校と地域との連携強化、子どもたちの安全確保の3つの視点から検討したものです
 ○この3つの視点はどれも重要であるため、総合的な観点から検討しました
 ○連光寺地区については、子どもたちの安全確保の視点に立てば、多摩中に就学することがよりよいとは思いますが、多摩中・聖ヶ丘中の学校規模、連光寺・聖ヶ丘地区のコミュニティなどの視点とのバランスを考慮して検討したものが、今回の素案であることをご理解ください

○今回の調整区域については、学校からの直線距離で引いた線で該当地区を指定しました
 ○しかしながら、調整区域に指定した地区以外でも、実際の通学経路によっては、想定する通学距離（小学校で1.5キロメートル、中学校で2キロメートル）を超えることがあるかもしれません
 ○このような地区に該当し、これを半分程度に短縮できる学校への就学を希望する場合には、保護者からの申請により、通学距離が一定以上となること、隣接校であれば半分程度に短縮することができることを証する書面の提出などにより、調整区域に準じた取り扱いをすることも考えられます

- 通学区域の指定にあたっては、いくつかの考え方があります
- ① 各校の学校規模を一定水準以上とすること
 集団生活の中での学習や指導による教育効果を重視するため、一定以上の集団が維持できる規模にできるような区域の設定
 - ② 通学距離や安全確保が図られること
 防犯上の観点から、不審者情報が多くある中では、通学距離があまり長くないような区域の設定が求められています
 交通安全上の観点からは、大きな道路や河川などの横断には配慮することが求められています
 - ③ 学校と地域との連携がとりやすいこと
 子どもたちの安全確保、学習活動などの教育支援の面でも、学校が地域に支えられる面が大きくなっています
 第5次総合計画では、学校は「地域コミュニティの核」として位置づけられました
 学校支援地域本部事業を今後進めていく上でも、学校と地域が連携しやすい区域設定にしていく必要があります
 - ④ 1中2小となること
 中学校では、これまでの経験などが違う新しい友達と出会い、視野を広げていくことが重要です
 2つ以上の小学校から中学校に入学していくような区域設定にしています
 市内を中学校単位に9つのブロックに分けて、ブロック内の1中2小と地域との連携強化を図っています

No.	提出された意見
6	<p>調整地区に該当しています。 通学距離以上に通学路の安全に不安を持っておりました。地区のほとんどが学区外への進学を希望し抽選をしてるようでした。通学距離に歴然とした差があります。進学に際し抽選で地区が分けられることも、安全の確保をより難しくさせてしまいました。通学は毎日の生活の基盤です。地区として調整いただき、互いに安全を確保して通学してほしいと思います。保護者のほうも学校行事等に参加しやすいと思います。 生活基盤と指定校の地区が違い、参加が難しいと聞いたことがあり、今までの指定校の場合、私自身が保護者会等に参加するのは距離・時間を考えると難しいと思います。通学は、春だけでなく日照時間の短い期間も当然あります。安全面においても、時間についても著しく不当のないようお願いします。</p>
7	<p>指定校以外の学校に就学できる基準の該当事由の小中学校の継続についての意見。 現行の学校選択制や指定校変更制度を利用して指定学区外に現在通ってる方の中には、申請した当初と現行では現状が変わっている方も多く居るのではないのでしょうか？ にも関わらず、現行の状況を全く確認せず、ただ継続というというだけの事で指定学区外からそのまま中学校に入学できるのは、不公平だと感じております。 距離的にも通学路の安全確保の面でも、隣接する学区外の中学校への入学を希望しているにも関わらず、見直し案の調整区域にも入っていない事から、通学路の安全面でも不安な遠い学校に通学せざるをえない状況の側からしてみると、学区外にも関わらず、その学区の小中学校に入学したからという理由だけで、距離的にうちより遠いのに、なんの問題もなく小中学校と同じ学区の小中学校に入学できるという現状にかなりの不公平さを強く感じます。 今回の通学区域の案の中に、調整区域の設定がありました。調整区域の側にも関わらず、その調整区域に入っていない事から、近くでも通学がでなくて、辛い思いをしているものも居るという現状を考えて欲しいと思います。 継続という理由だけで学区外にも関わらず、小中学校から中学校にそのまま入学が出来るのであれば、見直しの指定校変更の該当事由に学校までの距離と通学路の安全面を考えて、という該当事由があってもいいのではないのでしょうか？</p>
8	<p>「学校選択制」は意図した成果が見られず、単純な人気投票による格差が生じる結果になった。各校の競争意識を育むのは、選択制でなくとも出来ることである。 逆に、我が地区のように物理的な理由（指定校が遠距離）があるにもかかわらず、人数枠の関係で指定校ではない直近の学校に通えない等の弊害が生じ、同じ地区内で希望が叶った家庭とそうでない家庭が生じ、後々の地域コミュニティに歪みが生じてしまって、大きな問題を抱える結果となっている。 やはり、緊急時、災害時の子供の安全性の確保を最優先に考慮して頂きたい。 我が地区では、指定校が学区外校より倍以上の通学距離があり、安全面、防犯面から考えても、例えば近い学校を希望した場合は優先されるべきであり、そういう面では、今回の見直し案は大変評価できるものであり、是非実行して頂きたい。</p>
9	<p>調整区域の設定について 今回の案で学校までの距離と時間などで、調整区域の設定を行ったようですが、調整区域を設けたことにより、逆に調整区域に近くだが、調整区域外になった場合にかなりの不公平感を感じました。 例えば、今回の見直し案の中で聖ヶ丘中学区で連光寺小学区の連光寺1-20-41の向ノ岡地域のみが多摩中への就学を希望出来る区域となっておりますが、通学路の安全性、緊急時の安全の確保、地域とのコミュニティや友達との交友関係などの現状をふまえると、今回の調整区域になった向ノ岡とほぼ同じ環境下にも関わらず、通学の時間や距離だけで設定した今回の案では、どうしても連光寺1丁目には隣接しているにも関わらず、調整区域外になり、多摩中に通学する事が出来ません。 今回の案の様に通学路の安全性や緊急時の安全確保、地域とのコミュニティや友達との交友関係などを全く考慮に入れず、通学時間や距離のみで決めた調整区域の設定の仕方はとてもおかしいのではないのかと強く感じました。 多摩市の通学区域を決めるにあたり、地域とのコミュニティなどもふまえて決めているので、今回設けた調整区域も距離や時間だけでなく、地域のコミュニティなどのバックグラウンドも考慮に入れ設定をすべきではないでしょうか？ また、もしどうしても学校までの距離や時間だけでこの調整区域を決める以外なく、それ以外は受け付けられないというのであれば、調整区域の近隣地域のコミュニティや緊急時などの安全面を考慮した特別区域を設けたり、指定校変更などで、調整区域と近隣で同じ様な現状下に居るが、今回の案では調整区域外になってしまった、近隣地域に対しての救済案が必要なのではないのかと考えます。</p>
10	<p>連光寺1丁目に在住で学区の聖中は大変遠く、通学時の安全面など大変心配しており、生活圈でもある多摩中に通学したいと常々思っていた。 住民の中には多摩中に通学する為に一小を選択する人もいた。 多摩中の受入れ人数に余裕がある時は良かったが、ここ2年程は受入れの人数も減り、抽選で仲の良かった友達同士が引き離されたり、家族間同士でいがみあいが起こったり、抽選にはずれた一人だけが聖中に通学するという事態もあったと聞いている。 同じ地区で子供たちが2つの学校に分断されては、地域と学校、地域と子供達の密接な関係など構築できる筈はない。 今回の見直し案では、連光寺1丁目は調整区域に入っているので大変有難い。是非とも25年度からの導入を決定して頂きたいと思う。 ただ、この素案では調整区域には入っているものの、「受け入れる学校の運営に支障のない範囲で、隣接校への就学を希望できるようにします。」と曖昧な表現をしている。調整区域には入れました、でも多摩中の人数が多いので受入れはありません、または、〇〇人しか受入れられないので調整区域内で抽選しますなどということのないよう、くれぐれもお願いしたい。それでは連光寺1丁目の調整区域は全くの「絵に描いた餅」になってしまい、何の意味も無くなってしまふ。重ねてお願いしたい。</p>
11	<p>今回の見直しで連光寺1丁目すべてを多摩中学区域にしてください。 連光寺1丁目は、近年多摩中学校を選択する家庭がほとんどです。その理由は「近い」という事です。目の前の学校へ行けず、わざわざ遠い学校へ行くことが教育委員会がいう「安全確保」なのでしょう？ 学区である聖ヶ丘中学校へ通う場合、危険のある薄暗い大谷戸公園内を通らずに比較的安全な道を通ると30分かかります。それに比べて、多摩中学校へは10分で行かれます。また、学校が近いと保護者も学校へ足を運ぶ回数も増え、地域と学校の関係も今以上に良くなると思います。 このように考えると、教育委員会が考える見直し案の「安全確保」と「地域の連携」の対象となります。 又、今回の見直しで向ノ岡地区だけ調整区域のA区域になっているが、以前向ノ岡地区の住民と教育委員会との話し合いがあり、このようになったのなら、連光寺1丁目はすべて同じ状況です。連光寺1丁目すべてをA区域にしないのはなぜなのでしょう？連光寺1丁目をA区域にしてください。ただ、仮にA区域になったとしても、昨年の第一小学校の受入れ人数が0人だったのと同様、多摩中学校でも受入れ人数がなかった場合、選択できないという事も考えられます。調整区域は受入れ人数に関係なく、安心して入学できるようにしてもらいたいです。 最後に、今回の見直しで意見を聞いてくださり、ありがとうございます。この機会に連光寺1丁目のすべての子どもが多摩中学校へ行かれるようになる事を信じています。よろしくお願いたします。</p>

No.	提出された意見
12	<p>弊宅には、小学校低学年の娘がおり、蓮光寺小学校へ通っております。娘が中学校へ上がるのはまた先の話ですが、今回提示された通学区域制度の見直しにあたっての指針案には、少なからず危惧するものがあります。</p> <p>素案では、現在ある学校の維持と、各学校間の規模のバランス等を中心に説明が展開されていますが、それはあくまで学校側の都合であり、実際に何年も通学する子どもの立場に立った議論が見えません。</p> <p>小規模校と大規模校の出現は、市内の各微視的地域における、人口や年齢構成、経済活性度等の変化に伴って生じたものであり、原則的には学校の数や規模で対応すべきものであって、子どもにその負担を負わせることで対応すべきではないと考えます。</p> <p>もちろん、これは今年、来年といった短期的視野での話ではなく、何年もかけて是正すべき問題ですが、基本的スタンスのことを申し上げております。</p> <p>何年か先を想定して、弊宅を例にとつて具体的な話をすると、今回提示された素案に従えば、弊宅は聖ヶ丘中学校から直線距離で約1.2kmの場所にあることから、娘は聖ヶ丘中学校に通学することが決定となります。</p> <p>しかしながら、弊宅から直線距離で聖ヶ丘中学校へ行くには、桜ヶ丘公園の山を越えて反対側に行かなければならず、公園内を通る最短ルートを通ると、大人の足で22分、公道を通ると約30分かかってしまいます。</p> <p>一番近いルートを通るとすると、登下校時、特に下校時に人通りの少ない暗い公園内を女の子一人で行かなければなりません。子どもの安全を考えると、決してそのようなことはさせられません。</p> <p>従って、バスでの登下校とせざるを得ませんが、適当なバス路線がないため、聖ヶ丘小学校の前を通る大回りのコースとなってしまう、交通費の負担も大きいですが、何よりも登下校にかかる子どもの負担が大きくなってしまいます。</p> <p>目前には、歩いて10分で行ける多摩中学校が見えるのに、バスで大回りの聖ヶ丘中学校へ、バス代をかけ、わざわざ山を越えて遠い通学路を通わなければならないのは、子どもの負担が大きすぎ、教育環境の不公平を感じます。</p> <p>しかも、大地震等の緊急時には、多摩中学校の方が近く、安全確保・保護者の安心のために良いのは明らかです。</p> <p>やはり、通学路の実環境を無視した、直線距離でのA-C地域の区分けは、実態にそぐわないと感じます。</p> <p>「個別に通学路を計算することは難しい」とありますが、子どもにとって重要なことです。早急で簡易な設定には危惧を感じます。</p> <p>個別の通学路の計算を保護者に提示させるようなことをしてでも、子どもの立場に立った学校および通学路の選定ができるよう、時間をかけてでも制度の合理性を高めていくべきではないでしょうか。</p> <p>何よりも、負担が子どもにかかるのが理不尽です。</p> <p>どうか、子どもの安全と負担軽減を考え、通学路環境を考慮しての学校の選定を可能とするような柔軟性を、通学区域制度に加えることを考えてもらえないでしょうか。</p>
愛宕地区と和田地区の通学区域の変更に関するもの	
13	<p>二小の現一年生＆新一年生の保護者です。</p> <p>学校のバランスを整えるのは重要だと考えますが、それによって現在籍校からの転校や兄弟姉妹間で別の公立小学校に通わせなければいけない状況になると、子どもも保護者も負担が大きいです。</p>
14	<p>西愛宕小と東愛宕小が統合すると同時に通学地区を見直し、現在多摩第二小地域の一部も新たな愛宕小の区域になるらしいという話、その際に在籍している上の学年も同時に学校を移るといった話を聞きました。</p> <p>卒業まで数年という時期に引越するわけでもないのに通学している小学校をいきなり変えるなんて横暴です。1年生からならともかくもう入学している子どもに関しては無理に学校を移動させないで下さい。</p>
15	<p>私は、多摩市生まれ多摩市育ちで結婚出産後も実家に住んでいます。自分自身の母校の良い思い出があるので、我が子には是非私の母校へとと思いここに住み続けています。</p> <p>現在幼稚園年少ですが、私の卒園した幼稚園に通っています。このまま二小、和田中と進んでくれば嬉しく思っていた矢先に話を聞き戸惑っております。</p> <p>住所は東愛宕小の方が近いのですが(徒歩5分程度)、当時は団地居住者ではないとの理由で遠い二小まで(徒歩20分程度)歩いて通学していました。</p> <p>それなのに今は愛宕小の人数が少ないからとそちらへ通ってと言われる事にも疑問が残ります。</p> <p>見直しの指針はわかりますが、親の母校へ進学させたい気持ちも酌んでいただきたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
16	<p>1 今学校まで歩いて5分で通っています。学区が変更になると20分かけて通うこととなります。通学時間が長くなることによって子供の危険性が高くなると考えていますが、子供の命の危険性が高くなることと学校規模の適正化という人数を調整することとどちらを優先させるのでしょうか。</p> <p>2 学区変更反対します。地域住民の話をよく聞いてください。</p> <p>3 多摩市のパブリックコメントは、意見の原文がそのまま掲載されていないため、情報操作をしているような印象を受けます。原文を乗せてそれに対する回答をお願いします。</p>
17	<p>通学区域の考え方は、安全な経路で一番近い学校に通うことが大原則だと思う。人数調整のために学区が変更になり、通学距離が増えることによる危険性の増大を受け入れることはできない。</p> <p>パブリックコメントだけで済ますようなことが無いよう、きちんと地元住民へ説明会を開催してほしい。パブリックコメントで寄せられた意見をすべて公開してほしい。(主旨に合わないものもあるだろうから、市が全部の意見に回答する必要はないと思う。)</p> <p>学区の変更は、地域活動にも影響を与える。地域が支える学校づくりを推進していくのであれば、地域に対してきちんとして検討段階から情報を提供してほしい。</p> <p>この調整区域の考え方がよくわからない。一番近くの学校に通学する事を原則としながらも通学などを考えたときに変更した方が安全になるなどの考え方に基つき、調整区域により一定程度の条件によって進学する学校を選択できるのが基本だと思う。</p> <p>人数調整のための学区変更は、将来、世代交代により新たな学区変更を誘発する恐れがあるため、通学距離や将来の人口バランスを含め検討すべき。</p>
18	<p>現在小学4年と2年の子どもを持つ親です。</p> <p>昨日配布された文書によると、上の子は二小のまま和田中学校へ下の子は場合によっては愛宕中学に行くこととなります。</p> <p>上の子が中学3年のときに下は中学1年、もちろん中学行事はそれぞれ学校ごとですから親の負担は倍増、更には上の子が徒歩5分以内の和田中学に通っているのに下の子は30分近くかけて東愛宕中へ行くことになるのです。</p> <p>小学校はともかく和田中に関しては市のやり方は横暴としかいえません。</p>

○多摩第二小と愛宕地区統合新校の通学区域の変更、和田中と東愛宕中の通学区域の変更については、現在、教育委員会において検討を進めているところですので、まだ具体的な見直しの内容について決定したものではありません

○見直しについては、最も早い時期で平成26年度からを考えていますので、この場合には、平成24年度中に具体的な見直しの内容について決定していく予定です

○通学区域の変更については、学年進行方式、全学年一斉方式がありますが、ご意見をふまえて、なるべく児童・生徒、保護者への負担がかからないよう、配慮をしながら進めていきます

○通学区域の変更については、素案に掲げる3つの視点（学校規模の適正化、学校と地域との連携強化、子どもたちの安全確保）からの検討をしていきますので、通学距離や今後の児童・生徒推計を考慮していきます

○見直し内容を決定する前の段階で、通学区域の変更となる地区の保護者、地域の皆さんを対象とした教育委員会が検討している案に対する意見交換会、説明会など、事前にご意見をうかがう機会を設定することを予定しています

○今回は、パブリックコメントで提出された意見の全文を掲載しています

○調整区域については、指定校に就学することを基本としながらも、指定校がどの家庭からも必ず一番近い学校というわけではないので、指定校までの距離が一定以上となる地区で、隣接校であれば距離を半分程度に短縮できる地区については、隣接校への就学を希望できる地区として指定するというものです

No.	提出された意見
19	小学校の1中2小制度は、今回の学区改正だと無理があると思います。現在出ている改正案によると徒歩5分でいける中学ではなく徒歩30分かかるとなると指定されることになります。しかも、徒歩30分をショートカットする抜け道は自然があふれているものの、夜になると不審者が潜みやすい物騒な場所です。女生徒のクラブ活動の妨げになると思います。
20	学区見直しによって小学校が変わった後に、近所の中学に入学できるかどうか不安です。現在は選択できるようになっているのですが、子どもの年には学年の人数が多く選択不可能な学校になってしまうかもしれません。兄弟もしくは、以前の地域の子どもは優先的に学校選択をできるようにしてほしいと思います。
21	制度の見直しですが、希望の小学校に入学させたいです。人数が多くても、子どもの行きたい学校に入学させたいです。
今回の素案に反対とする意見	
22	こんにちは、来年就学する予定の子の親です。学校選択制の見直しについて、意見を述べさせていただきます。うちの状況、今ずんでいるところは永山小です。3月プリリア多摩購入する予定です。来年11月入居する予定です。購入する棟はこの建物の学区の学校が実際すごく遠いです。近くに学校があるのに。選択できなくなると、本当に困ります。
23	大規模なマンション計画や都市住宅計画がおきた時点で動きだしてほしい。そのために担当課同士の縦割りにならないようすすめていただきたい。今回の意見についての協議も教育関係の課だけでなく建設、福祉関係等の担当課も参加すべき。
24	現在、特別支援学級に娘がお世話になっていますが1番近い中学校に特別支援学級がなく毎日片道徒歩とバスを使って30分以上かけて通学しています。間もなく1年となる東日本大震災あるいは近い将来起こるとされている首都直下、東海地震を念頭に置いた時、より保護者の関わりが重要となる障害を持つ子ども達の元へより敏速に駆けつける事が出来なくてどうする！と思います。多摩市は障害を持った子どもも1市民だと思っていられませんか？ここで問うているのは今お世話になっている学校への不満ではなく距離、時間などの安全面の問題なので正しくご理解頂けます様宜しくお願い致します。
25	学校選択制度の見直しには反対です。良い先生、良い教育のある学校には多少遠くても人が集まるのは当然ですし仕方ないこと。逆に言えば良い噂のない小学校に「ただそのこのエリアに住んでいる」というだけで6年間も通うなんて不公平ではないでしょうか。子供にとっても、通っていた幼稚園や普段通っていた場所などで通いやすい小学校は変わってくると思います。「安全確保」「地域との連携」などと書いてありますが、ただ地図上で決められた学区がそれに適しているとは思えません。みなさん我が子が安全に通えることも考えて学校を決定するので指定校でない小学校の方が安心というケースも多々あると思います。私の住んでいるエリアは南鶴牧小学校が指定校ですが、西落合小学校に入学させたいと考えておりました。南鶴牧小学校までの道中は店など何もなく緑豊かな美しい道ですが日が暮れてくると少し寂しい印象を受けます。西落合小の方が距離的に近く、道中もスーパー、商店街などがあり人通りも多く夕方でも安心だと思いました。また現在通っている幼稚園が落合にあり、子供が遊ぶ場所も落合児童館や落合の公園であることが多く子供の顔を知って見守って下さっている方も大勢います。夕方のチャイムと共に流れる「地域の見守り」をまさにして頂いています。ここまで築いてきたコミュニティが一番重要と考え、引越しも先延ばしにし多摩に残ることに決定した我が家ですので、学校選択ができなくなるという資料を見て大変ショックを受けています。通学区域の見直しは是非していただきたいです。鶴牧全域が南鶴牧小学校なのは何故なのでしょう。橋を挟んで鶴牧と落合に分けられることが多いのですが（緊急時避難所なども）西落合小学校の方が近いエリアもあります。
26	学校選択制に賛成派です。その為に多摩市に居住を続けてきました。基本的な部分の方針が不明です。指針を拝見し愕然としました。あまりにもキレイごと、表面上のことしか記載されていないことに。学校選択制を開始しプラスになった部分は当然ですが、マイナス部分、特に小規模校化の更なる小規模化を助長するとありますが、では何故小規模になってしまうのか、根本的な原因はご存知でしょうか？単純に区域を見直すことが本当に解決策になるとお思いですか？何故子供が集まらないのか、その原因を追究し現実を把握する努力を学校や市はしてきましたか？学校運営に苦慮している学校がある、とアンケート結果にありましたが、ではその苦慮している学校は何が是正出来たのですか？苦慮するばかりで何も改善出来ていないままになっている為、小規模化が止まらないのですよね？若しくは、仮に学校側は努力していたとしても、学校がその壁を乗り越えられない何かを市は問題として捉えてないのではないですか？地域と密接な関係を築くとありますが、一部の地域だけが発展を続け、高齢化が進む地域はおさなりになっていますよね？子供のいる家族世帯が何故住まうことが出来ないのか、そこを考えたことはありますか？守られなければならない子供達を守る大人がいない地域で、どうして学校が栄えるのでしょうか？どうして教育が出来るのでしょうか？綺麗ごとなら誰でも言えます。足腰が弱り歩くのもおぼつか無い高齢者が多数、精神疾患を抱えた人が多数、そんなむしろ健常者が守らなければならない人が多く住む地域で、誰がどうやって子供を守るのですか？震災が起きたら、まず破綻します、この地域は。弱者ばかりなので。地域のあり方に問題が多くあり過ぎます。地域格差がひいては教育格差を招いている現実を、市や学校、教育委員会はきちんと把握していますか？一学年で何十人もいる学校と、一学年数人しかいない学校・・・同じ多摩市内でどうしてこのような格差が生じるのですか？一クラス数人の学校に、教育熱心な親なら通わせたいとは思いません。それが現実です。

教育委員会の考え方

○諏訪2丁目の建替えのマンションについては、棟によっては隣接する北諏訪小のほうが通学距離が短くなることもあります
が、建替えとなるマンション全体が諏訪小の通学区域となります
○諏訪小までの通学距離は一定（小学校は、直線距離で1キロメートル、通学距離でおおむね1.5キロメートル）以上となる
ほどには遠くはないため、基本的には指定校である諏訪小に就学いただくこととなります

○諏訪2丁目のマンション建替え計画など、大きな住宅建設計画を考慮しながら、今回の見直しを進めています
○市役所内の関係部門との調整会議や全庁的な会議を経て、計画しています

○特別支援学級については、多摩市は都内でもトップクラスの整備を図っていますが、まだ限られた学校にしか設置されてい
ないのが現状です
○今後とも、児童・生徒の通学の利便性も考慮しながら、整備を図っていきたいと考えています

○これまでの学校選択制では、特に理由なく学校を選択できることから、噂や風評で選択されている割合も少なくありません
でした
○確にお住まいの地区によっては隣接する学校の方が通学距離が近いということはありません
○地域での見守り活動なども、通学区域を基盤に活動している青少協などに協力いただいています
○すべての個別の事情には対応できませんが、通学区域の学校に通学いただくことが安全の確保につながると考えています
○通学区域の設定にあたっては、①各校の学校規模を一定水準以上とすること、②通学距離や安全確保が図られること、③学
校と地域との連携がとりやすいこと、④1中2小となること、などを考慮して行っています

○多摩市では、学校統合を進めてきたことから、小規模校の数は減ってきました
○しかしながら、依然として小規模校が存在することから、学校規模の適正化を図るために、通学区域・学校選択制の見直し
を行います
○学区内の児童・生徒数が少ない学校については、隣接校との通学区域自体を見直します
○ご指摘の地区については、学区内の大規模なマンションの建替えにより、学校規模を大きくすることができると考えていま
す
○今回の見直しによって、ご指摘いただいている学校規模の格差の解消を図っていきます

○学校の運営に地域の支援をいただいていることから、通学区域については、地域コミュニティを考慮して設定すべきもの
と考えています
○学校からの半径〇キロメートル以内というような設定は、今回、調整区域という補足的な制度として採用をしましたが、通
学区域自体には適用することは難しいと考えます

No.	提出された意見
	<p>大規模化とはいえ、我々が多摩地域に住んでいた頃は一学年10クラス以上あった時代です。その頃に比べたら大規模というのには御幣があります。むしろ標準であると考えます。大規模校（大規模ではありませんが）の問題点の中に、校内を移動するのに時間がかかる、というのがありました。そのことがそんなに問題ですか？学校の施設使用に制限がなぜかかるのでしょうか？一学年に400人、全校生徒1,000人いた時代。施設の使用に問題があったことなど一度もありません。地域の過疎化対策を早急に行っていただきたいです。</p> <p>アンケートばかりに目を向けず、現場に足を運んで下さい。地域に目を向けてください。</p> <p>また、そもそもブロック分けがおかしいです。学校から半径0k・・・という形式にしないのは何故ですか？なぜ地域でしか分けられないのでしょうか。多摩市の地域の構成を考えたら、遠方の登校を余儀なくされるのは当然です。子供の安全を守っているとは到底思えません。登校は距離だけではありません。少し遠くても安全な通学路もあります。地域というのは必ずしも（同じ住所）が地域ではありませんよね？多摩市は狭いのです。それをいかず取り組みにされてはいかがですか？単純に、（例えば、諏訪・永山・貝取・・・）というようにとにかく『住所』で分けられないでください。緊急時に市が把握しやすいからですか？それは市の都合です。本当に『地域』との関係を築いていくなら、ある程度は崩す必要もあるかと思えます。自分達の都合だけではなく、市民の立場になって子供の将来を考えて下さい。</p>
27	<p>第一小学校に在学中の保護者です。</p> <p>数年前より、一小的学区に疑問を持っていました。低学年生には、一の宮1丁目から関戸5丁目の友人との交流は親掛かりで（車の送迎など）学校では遊べないし可哀想だと思っていました。学校・関戸5丁目・一の宮の中心がちょうど九頭龍公園なので、よくそこに集合していますが、健康センターまで騒ぐことになり注意もされている姿をみかけます。</p> <p>児童館が九頭龍公園にあるのが筋ではないでしょうか。関戸に児童館がないのはおかしいです。関戸2・3・4丁目であれば一の宮児童館に出入りしますが、5丁目の子は呼ぶこともできません。聖蹟桜ヶ丘駅を超える為、2-4丁目の1年生などは結局親掛かりで通う児童も多いようです。</p> <p>今回一の宮が東寺方小になるのなら尚更、関戸の2・3丁目の低学年生は山を登ってゆう桜ヶ丘には行かないと思います。子どもたちが安心して交流できる場を、健康センター内において欲しいです。このままではOPAの最上階が小学生のたまり場になりそうな気がします。カードゲームは競技場があってそこに出入りして中学生などとゲームしている低学年もいますし、携帯ゲーム通信をするのに目的の違う公共の場で騒いでいるのも迷惑だと思えます。</p>
28	<p>今現在、私の子供は学校選択制を利用し、となりの学区の学校に通っております。</p> <p>家は母子家庭で、今の小学校は実家の近くなので、何かあれば実家のほうが近いということもあり、大変助かっております。</p> <p>安全面では、隣の学区に通っているということで通学の面では途中まで送ったりしている話しながらコミュニケーションがとれるので、特に不便は感じておりません。</p> <p>私の子供は今注意欠陥症で病院に通っています。環境の変化にも敏感ですので、実家との連携で生活をしているので、見直しは見送ってほしいです。</p>
29	<p>「指定校以外の学校に就学できる基準」の優先度について、「一時転居」より「転居予定」の方が優先順位が高いというのは、納得しがたいです。</p> <p>「一時転居」の期間が一年以内の場合は「転居予定」扱いになるのだとは思いますが、昨今の団地建替などのケースではもう少し長い期間がかかるかと思えます。</p> <p>長期間 仮住まいが続くケースだと難しいかもしれませんが、少なくとも2～3年程度の一時転居の場合は、「一時転居」と「転居予定」の優先度を合わせる事が出来ないか検討いただきたいと思えます。特に2年未満であれば同一の学校に通わせたいと考える親が多いと思えます。</p>
30	<p>我が家は馬込沢1丁目エリアなのですが、同エリアの古くから住んでる友人より、「この辺の指定学区は北諏訪小→多摩永山中だったから自分もそこに通った」と聞いていた所、現在では直線距離で遠い諏訪中との事。</p> <p>その友人も、永山中から諏訪中に変ったのを知らなかった様でかなり驚いていました。</p> <p>どういった経緯で学区がいつから変更になったか存知ませんが、正直な所、元の指定学区に戻して欲しい所です。わざわざ遠い学校に変更になった意味がわかりません。</p> <p>その変更のせいもあって、聖ヶ丘中などはかなり悪影響があったと言う話も聞いております。</p>
31	<p>そもそも問題の根底にあるのは、素案の「はじめに」にあるように『選択される学校とそうでない学校』があることだと思えます。そして、その原因は当該学校の教職員質にあるのではないかと考えます。</p> <p>であるならば、なぜみんなが行きたがる学校を手本とし、それに倣おうという発想が生まれぬのか不思議でなりません。人気校に学童が偏るのを嫌うのであれば、どの学校を選んでも同様に高い水準の教育が受けられる、もしくはそういった環境にあることが前提ではないでしょうか。</p> <p>今回の見直しが、単に学童の偏在を改めようという程度の極めてぬるい認識に基づいて行われるのであれば、これまでの経験に全く意味がないのではと思ってしまう。</p>
32	<p>学校選択制を原則廃止し、学校と地域が連携して子供を育てるとのことですが、具体的にどのようなことをするのでしょうか。</p> <p>また通学距離が長いと安全性に問題があるとのことですが、多摩市のように面積が狭い市であれば越境したからといって安全性に問題が生じるとは思えません。</p> <p>むしろ学校内の安全性を万全にしてください。例えば、もし指定された学校いじめで生徒が自殺する事件があっても、その学校に通わせなくてはならないのでしょうか。また多摩市民として非常に残念なことですが市内の小学校教諭が強盗傷害で3月5日に逮捕されました。報道によるとぶつかりそうになっただけで武道の技で女性に怪我をさせたそうですが、このような人物が教壇に立たせつづけた事実が信じられません。</p> <p>私が小・中学生のときは同級生が教師から体罰を受けたことを何度か目撃したことがあります。当時は体罰も教育方法の一つとして寛容であったようで、停職等の処分はなかつたです。現在は体罰に対して厳しい対応になったようですが、教師の仕事は子供が相手なので、道理が分かってもらえずストレスが生じやすく、精神疾患で休職するものが増えているようです。</p> <p>よっていらついたから子供に手を出したくなることもあるかもしれませんが、それを理性で抑えることは教師として最低限必要な素養です。逮捕された教諭は体罰で問題を起したことはないようですが、凶器にもなりうる武道の技を身に付けているので、それを子供に仕掛けられたらと考えるだけでとても子供を安心して学校に通わせられません。校長は勤務態度に問題なかったといっているようですが、たまたま勤務外で事件が起こっただけで、相手が児童でなかったことがある意味不幸中の幸いにすぎないだけかもしれません。</p> <p>学校外の安全より学校内の安全をどのように確保していくかを検討することを先にして下さい。</p>
33	<p>自宅から徒歩圏に複数の学校がある場合、車通りが少ない道を通って行けるなど、保護者の意向で学校選択出来る様にして欲しい。</p>

教育委員会の考え方

○児童館については、教育委員会が所管する施設ではありませんが、市内の公共施設の配置のあり方については、現在、全庁的な見直しの検討を行っていますので、その中で方針が示される予定です

○今回の見直しは、平成25年度から転入学される児童・生徒を対象としていますので、現在、在籍している児童・生徒については、この見直しによって転校することなどはありません
○また、見直し後の「指定校以外の学校に就学できる基準」の中には、ひとり親家庭などで、祖父母等の居住地の指定校への就学についても、基準の中に含めています

○「一時転居」であっても、1年以内であれば、「転居予定」に準じて、優先度はAの扱いになると考えます
○1年を超える場合についても、優先度はBとしていますが、通学上の安全確保が図られるのであれば、できる限り受け入れていく方向で考えています

○馬引沢1丁目については、永山・諏訪・聖ヶ丘地区の通学区域の見直しにより、平成7年度から永山中の学区から諏訪中の学区に変更しました
○今回の見直しでは、指定校である諏訪中までの通学距離が一定以上となっていることから、半分程度に短縮できる聖ヶ丘中への就学を希望できる「調整区域」として位置づけました

○多摩市立全小・中学校において教員の授業力向上に努めており、どの学校に通学いただいても児童・生徒の学力を十分に高めることができると考えています

○これまでも、通学区域を基盤として活動いただいている青少協や地元の自治会などに、地域で子どもたちを育てていくための様々な支援をいただけてきました
○さらに、多摩市では学校と地域が連携して子どもを育てていくために、教育連携支援事業（多摩市版学校支援本部事業）を本年度から始めました
○この事業は、地域の力をお借りして、学校を様々な面から支援いただくもので、今後、市内の全学校で展開していく予定です
○このような事業を実施していくためにも、学校と地域が連携しやすい基盤をつくっていききたいと考えています
○教員が起こした事件につきましては、捜査の結果をふまえて厳正に対処するとともに、再発防止のための研修等を行ってまいります

No.	提出された意見
34	<p>下記の点において、素案で示される学校選択制における総括には問題があります。</p> <p>○風紀とは教育成果の表れではないか。 保護者アンケートにおける中学校の風紀問題はわずか0.5%差で2位であるが、完全に無視しています。この程度の差では順位に有意差はないと考えられます。風紀も生徒指導等の教育成果の表れの一つと考えられ、「学校選択制を導入した目的の1つである、学校の教育内容、特色」に含むべき内容です。「学校説明会、学校公開時の印象」という回答のみを「学校の教育内容、特色」とし、現在の学校選択制が機能していないとする分析は恣意的であると言わざるを得ません。</p> <p>○学校選択制導入目的にある「学校や教員が学校教育水準の向上に努める」という件について調査結果がない。 具体的に学校選択制導入後の教育水準はどのように遷移したのでしょうか。また学校はどのように努力したのでしょうか。一方のみの調査では制度を正当に評価したとは言えません。先に取り上げた風紀問題が保護者アンケートで回答の大きな割合を占めていることから、学校の風紀は長期間にわたり変化がないことがうかがえます。今後の学校選択制の見直しにより、風紀の悪い学校への就学を事実上強制することになりますが、風紀問題についてはどう取り組んでいくのでしょうか。保護者としては子供を問題がある学校にすすんで就学させることはできません。</p> <p>○「●学校選択制にはプラスの面もありますが、それを上回るマイナス面があります」とする理由が薄弱である。 上回ると断言する理由が示されていません。 保護者アンケートに拠るのであれば、学校選択制が「よい面が大きい」とした回答は960件であり、「よくない面が大きい」とした194件を大きく上回ります。「良い面もあるが、よくない面もあると思う」という回答を「どちらかというよくない」という意でとらえることは無理があります。また、良い面・悪い面の事由についての設問は複数選択可能であり、それぞれの件数を比べることに意味がありません。</p> <p>素案で示された現在の学校選択制の総括は、現在の学校選択制を否定できる内容ではありません。学校規模の均一化、地理的条件を優先とする方針を支えするべく作られた結果ありきの総括です。このような総括に拠って立つ基本方針には同意できません。学校規模が大きな問題であるのなら、その旨がきちんと伝わるような書きぶりをするべきであり、保護者アンケートや学校選択制の問題点を利用して詭弁を使うべきではありません。</p>
35	<p>選択できなくなったら、もっと合理的な分配がほしいです。 少なくとも、今までは無理だと思います。実際近く学校があるのに学区学校は遠いですが、一番ありえないと思います。 今まで学区の分配の根拠、これからのやり方の根拠、保護者に説明しないとイケないと思います。簡単にもう選択しないのはできないと思います。</p>
36	<p>現在北諏訪小に通っている子供がいます。 プリリアの購入を検討しており、プリリアは指定学区は諏訪小ということで、今回の素案次第によって、購入をどうするか考えていました。 結局資料だけではよくわからず、市役所に電話して「指定学校への強制転校はなく、卒業まで北諏訪小に通える」と回答をいただき、安心しました。配慮いただきありがとうございます。 ただ、プリリアは通学の安全性、学校への距離では北諏訪小のほうが適当だと思っています。 通りを挟んだ諏訪3丁目？は北諏訪小なのに、と正直思っています。 市としても、生徒数のバランスなど学校運営の問題があるのでしょうか、少しでも近くて車通りが少ない通学路で学校に行かせたい、というのは親の心理です。ですので、学校を自由に選択できなくなったことは非常に残念なことだと思いました。</p>
37	<p>○そもそも学校選択制をなぜ導入したのでしょうか？特色ある学校教育を目指すにあたり、学校を自由に選択させることにより理想像を把握すること、ならびに公立校のレベル・アップを図ることが背景にあったはずですが。</p> <p>○学校選択制の見直しとのことですが、廃止に近い変更と思います。 これにより、私立や国立の学校教育と比べた充実度の差はますます開いていき、より一層私立／国立との学校教育の二極化が加速化する可能性があります。</p> <p>○生徒数格差を意識しすぎることによって、公立私立間の教育格差という問題をより深刻化させてしまうのではないのでしょうか？</p> <p>○導入を試みた背景などを踏襲しつつ改善を加えるのが、制度改革というものと考えます。 私は以下2点より、中学校は現行制度を残し、小学校のみまずは改革するのが適当と判断します。 小学校の制度を見直すメリット 小学生の通学時「安全」確保＝担当教諭の負担軽減が可能。 中学校の現行制度を継続するメリット 小学校時代の「捨て去りたい体験・同窓生」などをリセット出来る。</p>
38	<p>近くに小学校が隣接の多摩センターの落合では大松台を希望して行かれる状況を耳にしますが、今回の教師の事件のような事があると、学校側選ばれているおごりがあるのか、教師の人物そのものの問題が最大とは思いますが、教育者に競争原理が成り立つのでしょうか。競争原理の数字が教育の基礎である小中学校の「育ち」をそのときだけのスポット的な教育になっていないでしょうか。 どうか、子供たちを育てる、「家庭」「学校」「地域」をこわさないようなシステムを考えてください。</p>
39	<p>学校選択制廃止の傾向にあると聞きました。 選択制は保護者及び児童（生徒）の自由であり、市側の一方的な理由で廃止される事には反対です。廃止傾向にある理由としてはもっともな事を言われていますが、小学校や中学校の統廃合を先にすべきです。 まず市側がやらなければならない事を怠るのは悪い流れです。また、学校選択を希望される個々の家庭にしっかりと意見を聞く事も重要です。それらをされていません。従って反対です。</p>

教育委員会の考え方

○落ち着いた学習環境を維持することは重要であることから、全中学校で生活指導に組織的に取り組んでおり、引き続き全力で取り組んでまいります

○今回の素案は、学校規模の適正化、学校と地域との連携強化、子どもたちの安全確保の3つの視点から検討したものです
 ○現在の、特に理由を問わない学校選択制には、この視点からみて、プラスの面よりもマイナスの面の方が上回ると判断したため、見直しをすることにしました
 ○導入当初の目的の1つには、学校選択を受けることで、教育水準の向上を図っていくことを掲げましたが、これを客観的に評価することは難しく、選択された学校の中には、このような効果があったことは認識しています
 ○しかしながら、このような効果以上に、素案に掲げたような課題が学校や地域全体に及ぼす影響の方が大きいと考え、見直しを行うことにしました

○通学区域については、児童・生徒の通学上の安全確保の面や地域コミュニティの面などを考慮して、現在の区域となっています

○通学区域の中心に学校があるわけではないので、どうしても通学区域の境界付近では、隣接校のほうが通学距離が短くなる地区もあるかと思えます

○学校選択制を見直した後も、「調整区域」を設定し、これに対応していきます

○今回の見直しは、平成25年度以降に転入学される児童・生徒を対象に考えていますので、在籍している児童・生徒が転校することはありません

○諏訪3丁目は、一部を除いて諏訪小の通学区域となっています

○諏訪2丁目の建替えのマンションについては、棟によっては隣接する北諏訪小のほうが通学距離が短くなることもありますが、建替えとなるマンション全体が諏訪小の通学区域となります

○導入当初の目的の1つには、学校選択を受けることで、教育水準の向上を図っていくことを掲げましたが、これを客観的に評価することは難しく、選択された学校の中には、このような効果があったことは認識していますが、トータルで考えると課題の方が上回ると考えるため、見直しをすることにしました

○現在、各学校に学校運営連絡協議会を設置し、地域の方々などから学校運営に関するご意見などを定期的にいただいています

○また、保護者へ学校評価に関するアンケートを実施するなど、地域や保護者の評価、ニーズを学校運営の改善につなげるようにしています

○学校選択制を見直した後は、このようなしくみをより充実させ、各学校の教育環境、質の向上につけていきたいと考えています

○学校間の規模の格差により、教育内容にも格差が生じ、規模の小さな学校では特に児童・生徒への影響を及ぼすことになることから、見直しを行うことにしました

○中学校については、部活動など教育内容によって、指定校以外の学校への就学を希望をできるようにします

○教員が起こした今回の事件は、教員自身の問題によるところが大きく、捜査の結果をふまえ厳正に対処してまいります

○今回の見直しは、学校、地域、家庭が連携しやすい基盤づくりにつなげていくことを1つの目的にしています

○学校選択制の見直しは、学校規模の適正化、学校と地域との連携強化、子どもたちの安全確保などの視点から行うものであり、見直すことが子どもたちにとっての望ましい教育環境の整備につながると考えています

○多摩市では、これまで小学校7校、中学校3校を学校統合で閉校にしてきました、今後も愛宕地区で小学校での統合を予定しています

○地域と学校とが連携しやすい基盤づくりの面からは、当面の間は、学校統合を行うことは考えていません

No.	提出された意見
40	<p>現在中2、小5、未就学児の3人の子がおります。中2の子は学校選択制を利用し非指定校に在籍しています。なぜ、我が家が指定校を選択しなかったのか・・・、改めて考えてみますと、指定校が『生活の場』に入っていないからです。小学校は生活圏内にありますが、市の指定校は生活圏外なのです。たとえば医療、買い物、公共施設の利用などです。また、交通の便も市の指定校へは公共のバスが利用できません。ここが一番の理由だったと思います。いくら距離が近くても馴染みのない不便な場所、防犯上も決して安心ではない通学路。行政は本当に市民の生活を考えているのか・・・、見ているのか・・・。疑問に感じます。</p> <p>また、小5の子も上の子と同じ学校に行くつもりで（入れ違いにはなりますが）何度も中学校に行っているのに、クラブはどこにしよう・・・、幼稚園のときの●●さんも同じ中学ね・・・と中学校生活に希望を膨らませていた矢先のことでしたから、裏切られた思いで一杯です。</p> <p>行政をお願いします。まずは学校選択制を見直す前に、数字だけでなく、市民の生活を見てください。</p>
41	<p>市の考えは幾つかの書類を見て分かりました。</p> <p>ただ、建前はかなりの文言が多く並んでおり、都合の良い市の解釈が伺えます。今は時代の流れと共に考えも変わらなければなりません。自分らの考えだけを誇示するのはどうでしょう？</p> <p>私は選択制に賛成です。通える範囲で学校を選択出来る環境にあるのですから選択させても良いでしょう！</p> <p>市がやるべき事は学校の統廃合です。学年1クラスで少人数の学校を保護する事は地方公務員の職権乱用としか言いようがありません。</p>
42	<p>何故、学校選択をしない方向に進むのか分かりません。</p> <p>単に学校保護ですよ。少ない人数の学校と多い学校を公平にするための手段としか思えません。</p> <p>選択制大いに結構じゃないですか！それで学校格差が生じるのは仕方ありません。それは教師の質の問題です。それを指導するのが役目の役所なのに自分らの安泰のみ考えた選択制見直しを断固反対します。</p>
43	<p>学校選択見直し反対です。</p> <p>今まで選択出来て今後出来ない明確な理由がありません。表向きは児童の保護や安全と言っていますが本当の理由は違うと思います。</p> <p>私の区域では子供を通わせたい小学校がありません。それは学校の環境や雰囲気と児童と教師を見て判断しております。ですから学校選択を行う予定です。</p> <p>今後学校選択を見直した場合、市外転居します。</p>
44	<p>選択見直し（廃止案）に絶対反対です。</p> <p>今まで可能だった事が役場の都合で変更になるのは納得行きません。少人数の学校を擁護する案としか思えません。学校側は何の努力もしないのに、しわ寄せは市民に来るという構図が理解できません。</p> <p>このまま選択見直しが可決した場合、次の市長選挙には他候補に投票を呼びかけます。</p>
45	<p>学校選択中止については反対意見を述べます。</p> <p>小学校及び中学校の統廃合の今までの実績は理解しております。しかしながらまだまだ民間の考えでは努力が足りません。更に学校を選択する保護者と児童の考えが全く取り入れてられてません。</p> <p>質の悪い学校へわざわざ子供を入学させる訳には行きません。入学前の段階で様々な方法で情報収集を行っており、子供の教育環境を保護者が確保するの当然です。</p> <p>すなわち、この部分を市と教育委員会は無視しています。自由に進学させて、そのすべてを保護者の責任で行う事を要望します。</p>
46	<p>選択無くなるのは反対です。</p> <p>今まで上の子も選択制を利用して難ある中学校に入学しなくて済みました。入学するまでは地道な情報収集を要しますが、家族納得できる中学校に通わせたいです。</p> <p>レベルの低い荒れた中学へは行かせられません。それに、この告知方法も問題あります。意見収集の時間も短すぎます。意図して教育委員会が難なく選択制を可決させたいだけと思われまます。</p>
47	<p>現在、諏訪二丁目建替の為の仮住居として、UR永山に居住しております。現在、3歳児（年少）がおります。2年後、転居後に小学校入学で学区指定で北諏訪を考えておりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活の範囲が永山駅方面で、北諏訪小を通過して日々過ごしている事 2 小学校を考え、駅よりの建物を選んでいる事 3 諏訪5丁目等、諏訪小学区へは全く行く事が無い 4 上の兄妹は諏訪小出身ですが、当時に比べはるかに5丁目4丁目人数が減っており、安全面に不安がある <p>※ 実際姉は何度もチカンに会い、パトカーのお世話になっています</p> <p>学区の人数の適正化と言っていますが、人数が減って子どもの少ない（いない）ニュータウンの端に学校を作り、距離的にも遠い小学校に通わせる不安は考えられない。</p> <p>まちづくりの失敗を子どもに負わせないで欲しい。ニュータウンの一時的な児童数の増減を対応できないというならば、若葉台小（稲城）の様にプレハブ対応にでもする位の柔軟さを持って欲しい。（現状なら、小学からでも私立も検討せざるを得ないと思っています。）</p>

教育委員会の考え方

○市民の皆さんの生活圏については、様々な生活スタイルがあり、固定的ではないと考えますので、これをもとにして通学区を設定するのは難しいと考えます。
 ○通学距離についてはなるべく短く設定できるほうが好ましいと考えますが、学校とお住まいの地区との位置関係によっては、隣接校の方が距離が短い、通学上の安全確保が容易となる地区があると思います
 ○このような地区を想定して、今回の見直しでは「調整区域」を設定しました

○通学区域の設定にあたっては、①各校の学校規模を一定水準以上とすること、②通学距離や安全確保が図られること、③学校と地域との連携がとりやすいこと、④1中2小となること、などを考慮して行っています

○多摩市では、これまで小学校7校、中学校3校を学校統合で閉校にしてきました、今後も愛宕地区で小学校での統合を予定しています
 ○地域と学校とが連携しやすい基盤づくりの面からは、当面の間は、学校統合を行うことは考えていません
 ○学校選択制を見直し、通学区域の一部を変更することで、学校規模の適正化を図り、小規模校を解消していく考えです

○これからの学校教育は、学校と地域が連携し教育効果をより一層高めることが重要であり、そのためにも地域の指定校を基本とする必要があります
 ○教員の資質向上は重要であり、全ての学校において授業力の向上に引き続き努めてまいります

○学校選択制の見直しは、学校規模の適正化、学校と地域との連携強化、子どもたちの安全確保などの視点から行うものであり、見直すことが子どもたちにとっての望ましい教育環境の整備につながると考えています

○学校選択制の見直しは、学校規模の適正化の視点のみでなく、学校と地域との連携強化、子どもたちの安全確保などの視点から行うものです
 ○通学区域制度の見直しについては、市長から独立した教育委員会が所掌する事項となっています

○学校統合については、これまで取り組んできましたが、今後の愛宕地区の小学校の統合で一つの区切りをつける予定です
 ○学校選択制には、保護者、児童・生徒の選択の自由度が高まるというメリットがある一方で、学校や地域全体に及ぼす課題があることから、今回見直しをすることにしました
 ○多摩市立全小・中学校において教員の授業力向上に努めており、どの学校に通学いただいても児童・生徒の学力を十分に高めることができると考えています
 ○小・中学校9年間の学びを地域が支援する教育体制によりさらなる教育の充実に努めてまいります

○多摩市立全小・中学校において教員の授業力向上に努めており、どの学校に通学いただいても児童・生徒の学力を十分に高めることができると考えています
 ○パブリックコメントについては、今回、市の広報、公式ホームページ、全小中学校、保育園・幼稚園、自治会・管理組合等を通じて周知させていただきました
 ○ご意見を募集する期間については、自治基本条例の施行規則で15日以上とされていますので、今回は20日間を設定しました

○諏訪地区については、2丁目、4丁目、5丁目及び一部を除く3丁目が諏訪小の通学区域となっています
 ○確かに、現在の状況では、諏訪小学校は学区内の児童数が少なく、小規模の学校となっていますが、諏訪2丁目では大規模なマンションの建替えが進行していますので、今後、学校規模が大きくなることを見込まれています

No.	提出された意見
48	<p>この度の通学区変更については、第一小学校と第二小学校の児童数が増えて、教室が足らなくなった事が第1理由で、小規模校の解消は今始まったことではありません。教育委員会が児童数の増加を見誤った事が最大の原因と思います。まず、教育委員会の責任を明確にしてください。</p> <p>第一小学校、第二小学校、東寺方小学校の通学区の変更と、第二小学校、愛宕の統合校の通学区の変更は、なぜ2度に分けて行うのでしょうか。連続している地域の事ですので、1度に考えて下さい。</p> <p>最低限の一定規模を満たすため、小学校は各学年2クラス、中学校は3クラスを確保してください。統合時のみだけではなく、将来にわたる学校規模を見通し、通学区変更内児童の人数の推移を示してください。</p> <p>又、受入れ側の体制を十分にしてください。特に、学校とおしが住環境、家庭環境が大きく違っている場合は、特に、互いの学校の児童に市は事前に交流を持たせて下さい。通学道路については、すべての統合校で統合前に整備を完了して下さい。建物については、統合迄に整備を完了させて下さい。竜小・二小の統合時の経験上、統合時には建物の整備、通学路の整備が完了しているものと思っておりましたが、そうではなかった事で勉強しています。通学区の変更はいたしかたない事かも知れませんが、今までと似た環境の学校に移る児童はまだしも、違う環境の学校に移る児童の心を大事にして下さい。学校がかわることで大変な思いをすることも出て来ると思います。準備を十二分にしてから実行に移してください。</p> <p><疑問>第二小学校の8月に建て替えから、スーパーリニューアルに変更した決意は、あれは何だったのですか。そして、再度方針を変更されたのは納得のいく説明をお願いいたします。第二小を建て替えに変更して、通学区変更後に二小に残る児童の父母の賛成を得て、今回の通学区変更を計ろうとしている、とは思いますが、市長・教育長が再度変更した説明をして戴きたいと思います。</p>
49	<p>選択制を望みます。近所に方向性の違う2つの小学校があるため、子どもにあわせて選びたい。</p>
50	<p>地域が聖小と連小に近いのですが、これを旨くやらないと聖小の生徒が全然少なくなってしまうと思います。また自由選択にするとこういう結果になりますのでご留意ください</p>
51	<p>少人数の小中学校は、特色を持たせた教育をすると良いと思います（英語特化など）。愛宕地区から大松台への流入が多いです。</p>
52	<ul style="list-style-type: none"> ・学区より近い小学校があるのに、わざわざ遠くまで通わなくてはいけない ・学童に通わせる予定でいるが、小学校よりさらに遠く、小学1年で帰って来る時が心配（希望の学童に通えるかわからないが） ・小学校までの道のりは車が多くて心配
53	<p>豊ヶ丘、貝取はあきらかに学区が遠い場所があり、近い所や便利な所に入れたい気持ち強い人もいる。又、学区外（貝取→永山）に通っている子の毎日通るローソンの所の信号には通学路マークがない。受け入れたのなら大きい信号にはマークをつけて欲しい。</p>
54	<p>部活動の充実の有無で区域外の学校へ通っている方も多く、又、希望している方もいる。落合中に関しては、バスケ、ハンドもないため、他の学校へ通っている子を知っています。わが子はまだ先の話でしたが、バスケ部がないなら鶴牧中へ行きたいと言っていたところです。なるべく均等に部活動もできるとよいのですが。</p>
55	<p>①学区を町名ごとに分けてしまうのは、距離の遠い学区内の小学校or中学校に通わせなければいけないことになる。 ②うちの子は、来年小学校に入学しますが、学区内の小学校と近所の学区外の小学校の授業を見比べて、本人が学区外の小学校をえらびました。授業の内容、雰囲気が入ったとのこと。選択できることは、とてもよいことだと思います。</p>

教育委員会の考え方

○教育委員会では、毎年5月に、これまでの児童・生徒数の推移を基にして、向こう6年間の児童・生徒推計を出しています
 ○平成22年度までの推計では、多摩第一小・多摩第二小ともに児童数の増加の傾向はありましたが、教室数が不足するところまでには及んでいませんでした
 ○平成23年度から導入された35人での学級編制の影響もあり、平成23年度の推計で、今後教室数が不足する可能性が非常に高いという結果が出たことから、早急な対応が必要となったため、平成25年度から通学区域の見直しを行うことになりました
 ○多摩第二小、愛宕地区統合新校の通学区域の見直しについても、平成26年度の実施に向けて、見直しの検討を進めています
 ○ご指摘いただいているように、児童・生徒推計をふまえ、標準的な学級規模である、各学年、小学校で2学級以上、中学校で3学級以上となるよう、学校規模の適正化を進めていきます
 ○学校統合の前に、児童間の交流については実施していく予定です
 ○見直しにあたっては、通学上の安全確保の視点に立って検討し、必要な通学路の整備については実施していきます
 ○校舎の改修については、通学区域の変更前に実施できるように考えています
 ○昨年、多摩第二小学校の建替え事業は、東日本大震災を受け、一旦「凍結」としました。また、市の財政上の問題や事業を凍結したことによる工期の長期化から、教育環境を早く改善するためには、「建替え」から「増改修」に計画を変更したい旨を保護者の皆様にご説明しました。
 ○その後、議会をはじめ、多くの保護者、市民の方々からご意見をいただきましたことから、施設規模、建設工期、予算を見直して「建替え」ができないかの再検討をしました。
 ○その結果、現在の校舎を使用しながら、校庭に防災や自然エネルギー活用などの機能を加えた新校舎を新築する方向で、設計費用等を来年度予算(案)に計上しました。
 ○保護者、ワークショップ、教職員の方々からいただいた、第二小学校の課題やご提言については、平成24年度に予定しています基本設計・実施設計のプロポーザル(設計会社からの設計提案)の基礎資料や前提条件として活用させていただきます。

○各学校の特色づくりについては、保護者や地域のニーズをふまえながら、今後も進めたいと考えています

○指定校までの通学距離が一定(小学校は、直線1キロメートル、通学距離でおおむね1.5キロメートル)以上となる地区で、隣接校であればこれを半分程度に短縮できる地区については、隣接校への就学を希望できる地区(調整区域)として設定します

○豊ヶ丘、貝取地区については、学校統合をしたこともあり、通学区域の端に位置する地区では、指定校までの通学距離が一定以上となっていますので、今回、調整区域として指定する予定です
 ○また、児童の在籍状況を見ると、隣接校に就学している割合のほうが高い地区もあることから、今後、通学区域自体の見直しも検討していきます

○学校選択制・通学区域の見直しを行い、各校の学校規模の適正化を図っていくことで、部活動の設置についても大きな差異がないようにしていきたいと考えています

○学校と地域との連携を進めていく上では、通学区域は地域としてまとまりである町名をベースにすることになります
 ○指定校までの通学距離が一定以上となる地区については、調整区域として設定することで、隣接校への就学を希望できるようにします

No.	提出された意見
56	<p>成熟期にある社会の流れとして提唱、導入された「学校選択制」の存在価値は高く、そして子を持つ親としての市民からこの選択の自由を奪うには、現在提示されている「多摩市立学校の通学区域制度の見直しに当たっての指針」はあまりにも論理的に貧弱であり、本制度廃止を前提とした結果ありきのダメ脚本と評されても仕方がない内容と考えられる。</p> <p>子を持つ多摩市民として本指針を妥当なものとして賛同することはできない。市民が選択する権利を奪う前に、それ以外の方法がないのか、そうすることがベストであることを客観的資料に基づき、丁寧に説明する必要がある。その指針作りに関わった人たちはある、手間と時間を惜しまないで欲しい。</p> <p>私が、本指針の論理に無理がある、または、安直、乱暴すぎると感じ、学校選択制の廃止に反対する理由は以下の通りである。</p> <p>○学校規模を是正するために、子供にとって最も大事な交友関係を壊しかねない通学区域の見直しを断行するのであれば、各家庭や児童の希望や都合への適切・柔軟な対処を可能とするために学校選択制はむしろ存続させる必要がある。</p> <p>○「就学指定校決定・変更制度」は学区外への入学を基本認めない制度であり、自由度の高い「学校選択制」の代替制度とは本質的になり得ない。従って、単純に権利を奪うだけの不当な制度変更である。</p> <p>○「学校選択制」のメリット（学校の個性化、教員意識改革など）を認めているにも関わらず、このメリットを継続させるための具体的方策が全く説明されていない。そもそも校区変更や選択制廃止を論ずる前に、対処法を考えるべき最重要事項であるはずである。制度導入前の水準での教育活動を強制するつもりか？</p> <p>○「学校選択制」を廃止し、強制的に指定校へ入学させた場合の児童数について、具体的数字が挙げられておらず、校区変更と本制度廃止した場合の相乗効果について、説得力のある説明がなされていない。</p> <p>○現在行政側が問題視しているのは、小規模校ではなく大規模校の是正にあると思うが、そもそも大規模校になった要因の分析結果を示すべきである。子供のいる世帯の居住区域の偏りが学校規模偏向の大きな要因と考えられ、子供の安全を考慮し近い学校に通わせることを前提とするならば、今回の校区変更と選択制の廃止程度では焼け石に水となる可能性が高い。根本的解決法は、新しい居住地域に新校を設立することではないか？多摩市公立小学校は老朽化しており、耐震強度も時代遅れであることを鑑みれば、コミュニティーの中心と位置付ける学校の新築も真剣に検討する必要があると考える。</p> <p>○他の理由として、「学校と地域の連携」と「安全確保」が挙げられているが、具体的に何を差しているのか不明であり、今、何がどの程度問題になっているのか、指定校を強制してまでの必要性が全く理解することが出来ない。安直な思いつきの理由に感じられ、説得力無い。</p> <p>○兄弟が在籍している場合は指定校変更の優先度が高くするなど「学校選択制」廃止に伴う経過措置に期限を設けるのは不適切である。家庭によっては、3人以上の兄弟があり、限られた期間内に入学できないケースも容易に想定できるはずである。</p> <p>○「参考資料6保護者アンケート結果の抜粋」を「学校選択制」の問題点を指摘する資料として使用し説明しているが、明らかに誤った捉え方である。客観的に読めば、本参考資料結果は学校選択制を支持する内容であることは自明である。</p> <p>○子供の成育に絶対的責任を有するのは親ですが、少年期の大部分の時間を占めるのは学校だけに、子供だけでなく親に与える影響は非常に大きいのです。その学校を自由に選択できるという権利は、親権を有するものとしては掛け替えのない貴重なものなのです。この権利を本指針程度の論理構築や将来的見通して放棄することを容認できるはずはなく、撤回を強く求めます。</p>
57	<p>2月24日付で新聞にも掲載され、「選択制見直し」を大きく公表しています。</p> <p>「案案」としながらも3月13日締め切りのコメントを踏まえ、3月末までに意見をまとめて25年度から実施、実際の新制度「就学指定校決定・変更制度」による変更受付が4・5月から始まる、というこの制度に対し、この時点でのパブリックコメントは何のためにやっているのでしょうか。</p> <p>学校が切磋琢磨し、よりよい学校運営が図られる、とした当初の目的も本来の学区にある学校の評判があまり良くないなら、近くの評判の良い学校へ行けば良い、ということでは地域で学校を良くしよう、盛りたてようという気持ちがかえって少なくなってしまうと思います。</p> <p>そういう意味で言うなら学校選択制はなくても良かった制度だったと思います。</p> <p>今回、学校選択制を廃止すると同時に通学区域の見直しも同時に行おうとしています。先の「既存地区3小学校及び愛宕地区統合新校 環境整備計画」でもあったように、地域の事情もわからないまま、地図と児童・生徒数を見比べて教育委員会が変更案を作り、教育委員会の言う「迅速に見直し」が進められようとしています。これで本当に大丈夫ですか？地図上の距離が安全確保につながりますか？かえって地域コミュニティを壊してしまいませんか？</p> <p>「学校の位置と通学距離のバランスを是正すべき学校」とか「就学状況・地域的なつながりから見直しを検討」とかやっと一通りの学区検討が済んだ、というのであれば通学区域の変更は頻繁にすべきことではありません。また、「調整区域」として学校までの距離によって地番を指定し、指定校の変更を認めるなど、余計な混乱を招くだけです。</p> <p>特に多摩中については、「連光寺1-20~41 連光寺小のまま、多摩中へ」として、もともと中学校が違う地域を、「中学校のみ変更が可能なA区域」にするのは問題があると思います。</p> <p>充分御承知のとおり、多摩中は生徒数も本来なら平均的な人数であるにもかかわらず、他の生徒を38.8パーセント（182人）も受け入れている状態で、さらに4月から情緒障害クラスが常設されることにより、今まで以上に教室も必要になってきます。連光寺の住所を有する地域は連光寺小学校へ、そして聖ヶ丘中学校へ、とした方が地域の連携もコミュニティも保たれると思います。特に中学校の調整区域設定は、同じ中学校へ…という小学校での仲間意識にも影響しないでしょうか。</p> <p>更に</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一ノ宮1・2丁目の小学校学区変更の特例措置は「就学指定校決定・変更制度」とは異なるもので、無条件で通学を認められる地域であること ●一ノ宮1・2丁目が多摩第一小に通学できる特例地区であることの周知徹底 ●新入学児童の保護者には誤解を招かないよう、意思が正確に把握できる確認の方法を再度、強く要望します。

教育委員会の考え方

○入学前の幼稚園・保育園等での交友関係は大切ですが、入学後に新たな友人と出会い、新しい集団の中で交友関係が築かれることもあると考えます
○今回の見直しは、全児童・生徒の保護者に対して実施したアンケート結果や実際の児童・生徒の就学状況などもふまえて検討したものです
○見直し後については、調整区域に該当する地区、「指定校以外の学校に就学できる基準」に該当するなど、指定校以外の学校に就学する理由があると認められる場合については、受入が可能な範囲で就学を認めていきます
○学校の特色づくり、教職員の意識改革については、「学校選択」という手法ではなく、保護者や地域からの「学校評価制度」など、新たな取組みにより、保護者や地域のニーズをふまえながら進めていきたいと考えています
○各校の通学区域内の人数については、参考資料3で、現在の各校の学区内外別の在籍状況については、参考資料5で提示しました
○比較いただくとおわかりになるとと思いますが、通学区域の人数と在籍状況に数字の乖離がある学校がありますが、今回の見直しにより、基本的には指定校に就学していただくことにより、この格差をなるべく少なくしていきたいと考えています
○学校によっては人数が少なく、標準的な規模に満たない学校がありますので、学校選択制の見直しとともに、学校統合、通学区域の変更などを行うことで、学校規模の適正化を図っていきます
○学校規模の大規模化については、市内の特定の地区にかかる問題であり、平成25年度から通学区域の一部を変更することを決定していますので、新たに学校を設置することは考えていません
○学校と地域との連携強化、子どもたちの安全確保については、素案の中にも書きましたが、子どもたちが指定校に就学することを基本とすることで、より効果が上がるものと考えています
○基準の中での経過措置については、経過措置期間が経過すれば廃止するものではなく、現行の制度で就学された児童・生徒については、卒業までは現行の制度に基づく取り扱いを継続するというものです
○保護者アンケートの結果については、現在の学校選択制については課題があるという点は、小学校、中学校のPTA連合会などとの懇談を通して共有できていると考えています
○今回の見直しは、学校選択制のメリットの1つである「保護者や児童・生徒の選択の自由度が広がる」という点と比較して、学校や地域に与える課題という点の方が大きいと考えて行うものであり、ご理解いただきたいと思います

○今回の見直しは、平成25年度以降に転入学される児童・生徒を対象としていますので、新制度に基づく就学校の変更の受付は10月ころを予定しています
○このパブリックコメントでいただいた意見をふまえて、修正すべき点は修正した上で、決定していきたいと考えています
○ご指摘のように、現在の学校選択制には、学校と地域、保護者が連携・協力していくという点では、課題があったと考えています
○通学区域の見直しについては、学校規模の適正化の視点のほかにも、学校と地域の連携強化、子どもたちの安全確保の視点からも進めていきます
○通学区域の変更については、学校選択制の見直しのみでは学校規模の適正化を図ることができない学校など、最低限必要な学校のみで行います
○ご指摘の連光寺地区については、このパブリックコメントへも多くのご意見をいただいているように、通学区域の見直しの要望があります
○調整区域については、通学区域はそのままとしながらも、希望によっては隣接校への就学を認めたほうが、安全確保の面などで優位性が高いものとして今回新たに設定することにしました

○「既存地区3小学校及び愛宕地区統合新校 教育環境整備計画」において、一ノ宮1・2丁目は平成25年度から東寺方小の通学区域となります
○しかしながら、東寺方小までの通学には、市内で唯一となる踏切を横断することとなることから、希望により多摩第一小にも就学できる「特例地区」としました
○このことについては、対象となる保護者にご説明するとともに、東寺方小への通学上の安全確保への対策について、ご意見をいただきながら対応していきたいと考えています

No.	提出された意見
58	<p>小学校は、年齢的・体力的な状況を加味して学区内への通学を対象とするべきと考えます。</p> <p>一方、中学校については、学区内を基本とするが、隣の学区に限って選択できる制度にするべきと考えます。震災などの緊急時の安全確保のため、中学校も学区内のみ制限するべきという意見も多数あることと思いますが、今までの市内ならどこの中学校でもOKと言うのでは無く、隣の学区であるなら極端に遠距離にはならないので、万が一の時にも対応できると思います。それに中学生になると、ある程度の体力もついてきますので、隣の学区への希望は認めてもいいと考えます。過疎地に住んでいる子どもは、小学生でさえ遠くの学校へ何十分もかけて通っています。私たちの住む多摩市は恵まれていると思います。</p> <p>もちろん、隣の学区への入学を希望する家庭に対しては、本来の学区以外に通う事での緊急時のリスク等について了解を取り付けておく必要があると思います。</p> <p>なぜ、中学校は隣の学区なら変更可能とするべきかという、子ども達のトラブル（いじめ等）からの回避手段ともなりうるからと考えます。</p> <p>全国でいじめから自殺に至ったという痛ましい例は後を絶ちません。学校や教師がいじめを把握していなかったというのがほとんどです。学校や教師が全てのいじめ等を把握して解決できれば問題はないと思いますが、それは不可能に近いと思います。最近スクールカウンセラーが来校し、相談できるような仕組みができましたが、それだけでは不十分だと思います。実際にいじめを受けている子は、報復を恐れて他人に相談できないことが多々あるようです。根本的な解決方法では無いかもしれませんが、そうした事を少しでも緩和する手段が学校選択制のメリットの一部ではないかと思えます。</p> <p>学校選択制見直しの理由の一つとして、地域との関係（コミュニティ）が希薄になっているとの指摘がありますが、他の学区に通う中学生も、自分の通う中学校の地域の清掃活動や行事などに参加して、自分の住む地域と違う人々と触れ合ったり、 また、子どもが、その兄や姉が過去に通っていた学区外の学校への通学を希望した場合も通学を認めてもいいのではないのでしょうか。制服・体育着等を「お下がり」として使用できるメリットがあります。制服は、けして安いものではありませんし、使い回すことでエコにもなります。経済情勢が依然として非常に厳しい中で、各家庭が子どものために使えるお金も節約できればそれに越したことはありません。</p> <p>小規模校には小規模校の良さもあるため、小規模校を希望する家庭もあると思います。小規模校の特色を生かし、子ども達にきめ細かい指導ができるのではないのでしょうか。</p> <p>小規模中学校への対応措置としては ①他地区より頻繁に学校行事（授業の様子も）を公開し、地区内の小学生を招待し、親しみを持ってもらうようにする。※風評被害的に入学希望者が少なくなっている学校は、実際に校内の様子を見てもらう事でそれを払拭できる。 ②地区内の小学校とのコラボ企画（行事）を多くする。 ③（予算的な事もあるかもしれないが）施設面を充実させて魅力ある学校にする。校舎（特にトイレなど）を綺麗（清潔）にする。他の中学校にない部活や独特な行事（もちろん子ども達の関心を引くのも）を考えて実施する。 ④子ども達へのカウンセリングを手厚く行う。 ⑤学校と家庭の連絡を密にする。</p> <p>その他には、小規模校になった学校を『救う』ために学校選択制を見直すという事が理由の一つとしてあるなら、逆に小規模校を廃校にし、学区を見直すという大胆な発想や判断も必要ではないのでしょうか。</p> <p>中学生という多感な時期に、各学年に2クラス程度しかないような小規模な学校では、うまく行かなくなった人間関係を引きずってしまう恐れがある。将来的にも各学年に2クラス程度しかないような見通しの中学校があるとしたら、廃校の対象にするという議論があってもいいのではないのでしょうか。</p>
59	<p>国からは「規制緩和の推進」と言い、市町村教育委員会が「学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮、選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、市町村教育委員会が本来の機能を発揮」できるようフォローアップすると言っています。実施8年程度であきらめるのは早すぎるのではないのでしょうか。</p> <p>素案全体にマイナス面が強調されていて、見直しの正当性を暗にほめかき開放型学校選択制度を閉鎖型に変えていくことを宣言しています。折角開かれた制度として始まったのですからもう少し長い目で定着を見守り、市教育委員会の本来の機能を取り戻す努力をすることが先ではないのでしょうか。</p> <p>校長先生方は学校選択制度のメリットを ・教職員の意識改革ができた ・学校改善の取り組みにつながった ・特色ある教育活動が出来た ・学力向上への取り組みをした ・教育活動を地域に発信した と言っています(P.6)</p> <p>どれをとっても大変素晴らしいことです。ただ素案では具体的にどのような活動を行い、どの位の量的拡大があったのかについては一切示されていません。これに対してマイナス面については非常に詳細に説明されています。これは素案の問題分析に偏りがあり、公平性を欠いています。これらの取り組みは通学区域制度々々以前に学校教育ではとても大事なことで、素案見直しによってこれらの教育活動が不活発になることを恐れます。教員はやる気をなくし、お座なりの「仕事」しかしくなくなります。</p> <p>広げた扉を閉めるのではなく、余分な事務量をそぎ落としすっきりさせて市教育委員会の本来の仕事に邁進することを願っています。</p> <p>参考意見 《参考-1》 外国の例で申し訳ありませんがまずご覧ください。 フィンランドではかつて学区制がありましたが1999年の法改正（規制緩和）によって学区という概念をなくしました。現在は次のようになっています。</p> <p>基礎教育法（注：日本の教育基本法と学校教育法を併せ持つ法律です。） 第32条 通学 ①基礎教育（注：初等教育と前期中等教育を併せ持った総合学校教育）を受ける学習者（注：日本でいう小・中学生）の通学距離が5km以上ある場合は、学習者は無償の交通機関を得る権利がある。と同時に前述した通学経路は学習者の年齢、暮し向きに注意を払い、難しすぎず、体力を消耗せず、危険でないものとする。無償の交通機関の選択において学習者の経路または乗降のための充分な支援を決められたものであること。②前項に定められた学習者の1日の通学時間は、往復最長2時間30分とする。学習者が学年始め13歳である、または学習者が特別教育（注：体育、芸術、語学などに特化した中等教育）を受けている場合、通学時間を最長3時間までとする。 ③学習者が学校以外のところで教育を行う場所へ行く（注：これは社会科見学等を想定している）場合、保護者が学習者の交通機関またはその出費を負担するよう仕向けることができる。 ④交通機関を希望する学習者には可能な限り希望通りの措置を行うものとする。</p> <p>（大都市以外は小学生でも-20~-25℃の冬、寒く暗い中を5kmの道を歩くのは普通です。）</p>

教育委員会の考え方

- ご意見いただきました、いじめ等への対応については重要であると考えていますので、「指定校以外の学校に就学できる基準」の中でも、優先度を最も高くしています
- 各学校の通学区域ごとの人数をみますと、特定の学校間での通学区域の変更、この学校選択制を見直すことによって、小規模校は解消できると考えています
- また、地域と学校との連携強化の面からは、中学校区とコミュニティエリアがほぼ重なり合っており、これ以上学校を減らすのは得策でないと考えています

- 教育委員会では、今回の通学区域制度の見直しの検討結果をふまえ、見直すべきところは見直していくことが、子どもたちにとっての望ましい教育環境の整備につながるものと考えています
- これまで学校選択制を実施してきて得た成果については、保護者や・児童・生徒からの学校選択ではなく、保護者や地域からの学校評価制度などを通して、今後も学校運営などに反映していきたいと考えています

- 非常に詳細な参考意見をいただきましてありがとうございました
- フィンランドにおける教育事情についてご紹介いただき、よく機能している点については理解し、見習っていきたいと考えますが、日本との教育をとりまく環境が異なる中で、多摩市においてどこまで取り入れていけるかについては慎重に検討すべきものと考えています

No.	提出された意見
	<p>フィンランドでは基本的に最短距離の学校に行くことになっていますが、多摩市がこれまでやってきたようなエントリー制でこれ以外の学校に行くことも出来ます。その時の条件が上述の法第32条です。フィンランドでは地方自治体を跨いでの学校選択も可能です。</p> <p>こういう学校を選ぶ子・親の最大の関心事は教員の質やコンピュータ教室などの教育環境です。ですから学校間の競争は激しく、そこに教員・校長の工夫ややる気が生まれ学校全体が活性化しています。活発な大規模校とそうでない小規模校が生まれるのはやむをえないことです。不活発な小規模校では学力が劣るかというところというのはありません。OECDが行ったPISA調査では学習者間の格差、学校間の格差、都市と地方の格差は極めて小さいという結果が出ています。</p> <p>規制の緩和、教員一人ひとりに責任を持たせるため権限を下に下ろすこと、教育課程の流動的運用等々、教育の民主化のためにはまだまだやるべきことがたくさんあります。学校選択制度の門をこれまで以上に狭め、運用のための事務量を増やすのは民主化に逆行することです。</p> <p>また通学制度からは離れますが、フィンランドでは教員の人事異動はありません。従って親子2代にわたって同じ教員から教育を受けることは一般的です。教員は退職まで同じ学校に勤める訳ですから強い責任感を持って教育に当たります。</p> <p>《参考-2》魅力ある学校づくり 親にとって子どもに通わせたい学校とは「明るく、快活で、学力も優秀」な学校ではないでしょうか。この1つの成功例がフィンランドの「支援教育 (remedial instruction)」です。</p> <p>OECDが行ったPISA調査でフィンランドは毎回各項目で上位を占めています。これは成績上位の者と下位の者との差が小さく、且つ全体に上位にあるためです。下位の者の成績を底上げするためには教員の日々の努力が欠かせません。その一つに基礎教育法 (前出) では教員に「支援教育」を義務付けています。</p> <p>①支援教育の目的は、病欠または理解不足などで居残りが必要な者または特に支援を必要とする児童生徒に対して行うとしており、 ②その方法としては、(i) 遅れや理解不足を察知した時に出来る限りスピーディーに支援教育を開始し、(ii) 支援教育をするときはいつも学習者を教えている担任教員が実施する、(iii) 支援教育は保護者の了解の下に実施計画を立て、支援教育の段取りを事前に知らせておく、(iv) 支援教育は学習者の授業の進み具合を見て授業時間内にするか放課後いずれかにする、(v) 学習者を一人ですせるか小さなグループですせるかは時間を調整しておく、 ③そして事後は、報告書を作成し記録を残す。この記録は教育資源として学年毎に学校年次計画の中に明確にし、実施にあたっての留意点としては、支援教育は学習者本人の必要性に注意を払いながら (注：必要性を自覚させながら) 行う教育の一環である (注：学習者の教育を受ける権利の保障)。それは普通教育の中でも特殊教育の中でも人格形成の教育として用いるものである。支援教育では学習者は自分のすべきものとして捉えるものである。</p> <p>このようにフィンランドでは「落ちこぼれ」を出さない教育を教員に課しています。翻って多摩市はどうでしょうか。授業をしたらしっ放し、理解できないものがいればそれは本人が悪いという烙印を押していないでしょうか。実際私の息子が小学4年になった5月「4年生になると学習量が多くなる、咀嚼不足に陥りやすいので家庭学習をよろしく」という担任からのプリントが配られました。これは正しく「落ちこぼし」宣言です。</p> <p>現在多摩市ではピアティーチャー制度があって授業時間内に支援教育を行っているのでしょうかが授業の進行を損なわずに一人ひとりに理解させるためには何人のピアティーチャーがいても足りないでしょう。</p> <p>子ども達には教育を受ける権利があります。ちょっとしたつまずきや思い違いで理解不足に陥ることは我々大人にもあることです。このような時そのタイミングを失わずに授業中でなく別に時間を設定して支援教育を行うことが必要で、子どもにコンプレックスを植え付けずに育てることが出来ます。</p> <p>《参考-3》公立離れ 今、中高一貫教育校が盛況で公立離れが顕著です。市内の中学生では小学校から中学校へ進学する時およそ15% (180人) の生徒が公立中学から離れています。この問題は決して学校選択制度と無関係ではないと思います。このような現実を教育委員会としてはどうお考えでしょうか。</p> <p>本人よりも親の方に「公立学校が信用置けない」、「教員が頼りない」、「諸事煩わしい」等々から私立に通わせる、こんな考えがあるのではないのでしょうか。</p> <p>子どもたちや先生方のやる気を伸ばし、明るい学校、明るい職場作りを心がければ数年位の間に成果が現れ、そのようないい学校環境の多摩市に住み移りたいという対外的効果が現れるものと確信します。私学とは違う教育、学校行事、多様な考え方の先生方が活発な教育活動を生み、それが引いては公立離れを食い止め、他地域からの人口流入が期待できるものと思えます。</p> <p>《参考-4》生涯教育 人は生涯に起こってくるであろう様々な問題 (就職問題、転職問題、資格取得問題、新技術取得問題、コンピュータなど情報技術活用問題、健康維持や老後問題等々) をその時その時、自分ひとりで解決していかねばなりません。そのための知識と技術を最初に習得するところが小・中学校です。小・中学校は生涯学習の入口です (多摩市教育委員会では社会教育を大人の教育活動と捉えています。これは学校教育と成人教育を切り分ける昭和2・30年代の考え方で、現在世界的には捉える範囲をもっと広く取ってゆりかごから墓場まで一生が学習だと捉える考え方が主流です)。</p> <p>例えば義務教育を終えて進学せず就職する子どもがいると思いますが、この子が所得税の年末調整の各書類の説明書きを自分で読み理解して書けるでしょうか。学習要領に書いてなくても進学のための学力だけではなく、社会人として生活していくうえで必要な知識を身に付けさせるものが小中学校の使命であり、生涯学習の入口です。</p> <p>【まとめ】 大学から始まった教育改革は小・中学校にまで下がってきました。大学改革に見るとおり教育改革はアメとムチで効果を挙げようというもので、大学においても小・中学校においても本質は変わりありません。また、アメリカもヨーロッパも先進各国では同様です。</p> <p>ムチはやる気のない教員にやる気を起こさせ、やる気のある積極的な教員にはアメを与える、これが教育改革の流れです。人間20年同じことをやっているという惰性でお座なりの仕事をするようになります。こうなる前にステップアップ、スキルアップの課題を課すようなシステム作りが必要です。その点今やっている都や市の研修制度はこの実を上げていないのでしょうか。そこが問題なのです。</p> <p>学校選択制度を教育改革の流れの中に位置づけて、活気ある学校作り (子ども達には楽しい学習/楽しい学校、教員には楽しい職場/人間的成長を促す職場環境) をしながら評判を上げていけば、多摩市以外の地域から若い世帯が聞きつけて転入して来る、それがまた活気のある多摩市・活気のある地域社会を作るのではないのでしょうか。</p>

No.	提出された意見
見直しの実施時期に関するもの	
60	<p>東寺方小学校に通う小学5年の子どもがいます。和田中の学区ですが、家の近所の中学生は皆、多摩中に通っています。現在の6年生は多摩中に入学できて、5年生は選択できないというのは、多摩中に行くことを夢見てきた子どもにも説明ができません。今意見募集をして、来年度から適用というのでは急すぎると思います。上の兄弟が多摩中に行っている子どもが多く、その下の子は多摩中に行けるといので、もし和田中に行くことになったら東寺方小の出身者はほとんどおらず、いじめられる可能性もあります。少しづつ希望できる範囲を狭めて、例えばこの地域の選択できる学校は〇と△のようにすれば、緊急時でも対応できると思います。また、「指定校以外の小学校に在籍しており、当該小学校の属する中学校への就学を希望する場合（中学校のみ）」とありましたが、指定校でなく東寺方小に通って、多摩中を希望した場合は入れるのでしょうか。</p>
61	<p>素案の方を拝見させて頂きました。ただ猶予期間もなく、いきなり来年から施行されるのには、疑問を感じます。今、年少の子供がおりますが、幼稚園を選ぶ際に、多摩市には小学校の選択制があるという前提で、幼稚園を近隣ではなく少し遠いところを選びました。学区は西落合小ですが、南鶴牧小とは自宅からの距離はあまり変わりません。子供の為に、幼稚園での同級生が多い方の小学校を選ぼうと思っておりました。結果、西落合小に行かれる方は1人しかおらず、南鶴牧小に行かれる方は10人ほどおります。もしこの学区選択制が3年後に施行されることがあらかじめわかっていたら、今の幼稚園ではなく、学区の幼稚園に入れるという選択肢もあったと思います。小学校、中学校の通学区域・学校選択制がもしもませんが、親はすでに幼稚園からその先を見据えて選んでいるということ、を、ご理解して頂き、せめて、今、幼稚園に通っている子供に関しては、猶予期間を取るという方向でご検討願えないかと思えます。</p> <p>学校選択制がなくなるという方向でしたら、必然的に幼稚園の選択も変わっていくのではないかと思います。そのためにも、いきなりではなく何年後かに実施をしますという方向で考えて頂けたら、これから幼稚園を選ばれるような方達にも公平であり、有効であるかと思えます。</p> <p>また安全面でも、学区制を導入されるということであれば、現に通っている児童に関しても、元の学区に戻すべきであると思えますし、また同級生でありながら、二人目であれば兄弟枠で選択出来るのに、一人目では選択できないことにも、違和感を感じます。</p>
62	<p>その制度を導入するのならば、現に小学校に通っている児童にも公平な内容にすべきではないかと思えます。</p> <p>学校選択制を導入した時点で、マイナス面が出てくることは解っていたことだと思います。とはいえ小規模の学校があることも問題だと思えます。しかし急に来年度から変更というのはないのではないのでしょうか？我が家では、学校選択制で指定校以外の学校に子どもを通わせています。選択制があるということで幼稚園を選びました。もしその幼稚園に通っている間に学校選択制が中止になっていたら、子供は友達がいらない不安な状況で学校に通うことになってしまったことと思います。環境が変わり不安な気持ちを抱えている子供が、急に知り合いがいらない学校に行っていたらと思うと考えると、子供の学校選択制があるということで幼稚園を選んだりしているご家庭も多いと思います。せめて、何年間か移行措置の期間があってもいいのではないのでしょうか？</p>
63	<p>学校選択制をやめるのが、周知・実施とも早すぎると思います。小学校だけではなく、中学校まで関わる問題で、小学校入学時には学校選択制は使わず、中学校入学時に学校選択制を使おうと思っていた家庭もあると思います。今の時代、どこの学校に通わせるかは大事な事で、小学校入学時にその先の中学校の事などまで考えているのに、急に方針を変えられるととても困ります。学校選択制を利用するのは主にその学区の端に位置する家庭だと思います。なので、遥かに遠いところから通ってくるのではなく、道一つ隔てた場所という場合が多いと思うので、災害時などにもそんなに問題ないのではないかと思います。選択できる人数をもっと減らしても良いので、学区境界線付近の住民には選択制を残して欲しいです。それから、引っ越しした場合でも、通える範囲ならば、今まで通り転校しなくてすむようにして欲しいです。学校選択制を残す地域と、もう使えなくなる地域とができるのは良くないと思います。選択制をなくすのであれば、例外は作らないよう平等にお願いしたいです。選択制ありきで引っ越してきた人もいると思います。今まで通りつづけて欲しいです。</p>
兄弟姉妹要件に関するもの	
64	<p>現在中学1年と小学5年の子供がいます。中学生の子供は、指定区域外の学校に抽選で入学しましたが、現在小学5年の下の子の時に区域外通学が認められなくなると、兄弟で別の学校に通うことになり、非常に不便です。せめて「兄弟枠」は残していただきたいと思えます。</p>
65	<p>指定校以外の学校に就学できる基準のうち、兄弟姉妹関係による指定校について。「指定校以外の学校に兄弟姉妹が在籍している場合、兄弟姉妹の在籍学校に就学」とありますが、兄弟が中学卒業と同時に、弟妹が中学に入学するケース(3歳違い)でも、基準を満たすものとしていただきたいです。</p>
66	<p>今回の見直しにあたり、兄弟(姉妹)が別々の学校へ通わなければならない事があるかもしれないと聞きました。非常に不安です。大地震がいつ起こってもおかしくない時です。災害時の対応を考えると、尚更不安になります。同じ学校ならば、災害時の不安は軽減されます。今は、やはり地震の事や他の災害の事も含め、兄弟枠は残していただけないのでしょうか。よろしく願いいたします。</p>

教育委員会の考え方

○教育委員会としては、東日本大震災をひとつの契機として、平成23年度当初から見直しに向けた検討を行ってきました
○この見直しについては、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備していくためにも、できる限り早期に実施していく必要があると考え、1年間の周知期間を経た上で、実施可能な最も早い時期である平成25年度からの導入を予定しています
○個々の事情により、様々なご意見があるかとは思いますが、ご理解いただけますようお願いいたします

○現在の制度に基づいて入学した児童・生徒については、卒業するまでの間の経過措置などを講じていきます

○東寺方小については、中学校区が多摩中と和田中とに半分に分かれてしまうことから、これまで指定校変更の運用の中で、どちらかを希望できるという措置をとってきましたが、見直し後については、基本的には本来の学区の学校へ就学いただきたいと考えています

○指定校以外の小学校に就学しており、その小学校の属する中学校への就学については、今後は、優先度Cとしての取扱いとしていく予定です

○兄弟姉妹については、上の子と下の子で違う学校に就学することによる、児童・生徒への影響、保護者への負担を考慮し、受け入れが可能な範囲で就学できるように配慮していきたいと考えています

○子どもたちには環境への適用能力があると言われてます

○子どもたちは小学校や中学校で新しい友達と出会い、新しい集団の中で生活することによって成長していくものと考えています

○幼稚園・保育園の友達と同じ小学校に就学することができるようにするために、見直しの時期を遅らせるということは考えていません

○今回の見直しの調整区域については、学区の端に位置するような地区など、学校までの通学距離・時間が一定以上となる地区で、隣接校であればこれを半分程度に短縮できる地区を設定し、就学を希望できるようにしています

○在学中に市内転居した場合、これまでは希望により卒業まで従前の学校に在籍できるようにしていましたが、通学上の安全確保の面から、今後については基本的には学年の末まで（学年によっては卒業まで）とするなど、一定の見直しをしています

○兄弟姉妹については、上の子と下の子で違う学校に就学することによる、児童・生徒への影響、保護者への負担を考慮し、受け入れが可能な範囲で就学できるように配慮していきたいと考えています

○現在、基準で想定しているのは、兄や姉が当該学校に在籍している場合であり、卒業後までは想定していません

○兄弟姉妹がいない家庭との公平性の観点からも、在籍している期間中に限定するべきものと考えています

No.	提出された意見
今回の素案におおむね賛成とする意見	
67	<p>市の見直しに賛成します。</p> <p>現在住んでいる南野地区は、本来は西落合小地区ですが、南鶴牧小に通わせる家庭が増えていると思われます。学校の特色（南鶴牧小→マンションが増えた事での学級の数・学校内に学童がある・校庭が芝・学級人数が多い事により、PTAにかかわらずにすむ）</p> <p>そして、ゆくゆく通う中学校を見据えて選択される方が多いと感じています。（落合中と鶴牧中との学力の格差・特色の違い）</p> <p>選択制の制限をしていくのであれば、各校の特色の見直しや、学力の格差を縮めていく必要があるではないでしょうか？</p> <p>また、調整区域の個別対応とありますが、その個別対応とはどのような基準をもって対応するのかを明確にしていく必要があると思います。</p> <p>また、説明にはありませんでしたが、障害児の学校選択制は考えていらっしゃるのでしょうか？</p> <p>全学校には配置されていませんが、特別支援学級も各校に配置していただきたいです。</p> <p>なぜならば、障害のある子供は遠くまで通うことを余儀なくされていたり、地震の件もあったことですし、これでは安全は確保されていないと思います。</p> <p>ぜひご検討の程宜しくお願いいたします・・・</p>
68	<p>この通学制度見直しは賛成です。</p> <p>公立学校においては、最寄りの学校に通う事が子どもたちにとってベストだと思います。家庭生活においても近隣地域の方たちに助けられることもあるでしょうし、このような時代だからこそ地域に密着した生活を送れる環境をつくっていくべきだと思います。</p> <p>そこで、是非とも考えて頂きたいのは、人気校ができてしまうことから何えるように、同じ公立でも教育の質などが偏ってしまっている事実、これを受けとめ学校同士の意見交換や柔軟な対応ができる環境づくり、教育の質を高めていくことを常に考え、多摩の公立学校だったらどこに通わせても心配ないと思える教育現場にしていく努力をして頂きたいと思います。</p>
69	<p>通学区域に関しては、私は「地元の子は地元の学校へ」という基本を貫いて欲しいと考えます。子供は地域で育てる、成長したら又地域の小さい子やお年寄りと交流を持ち、恩返しをする。これはとても大切な事だと考えます。</p> <p>又先の震災で防災に関しても見直す機会がありましたが、地元の学校等で避難所を運営する際に、なによりも地域の絆が大切になってくると思います。越境による子供たちの安全確保も問題です。</p> <p>そして何より今直面しているのが「越境組は親子ともども学校や地域の活動に無関心」という大きな問題に直面しています。</p> <p>PTAはやらない、パトロールは参加しない。学校を通過点と考え、一人の地域の人間として学校を見守る姿勢がまったく感じられないのです。</p> <p>繰り返しますが子供は地域で育てるものです。</p> <p>子供達が多少悪さをして地域の人達が小さい頃から知っていれば「コラ！！」と一声掛けることも可能です。</p> <p>子供同士多少のイザコザがあってもお互いを信頼しているからこそ上手く行く事も多々あります。</p> <p>子供の学校では残念ながら越境組のお子さん複数が先頭に立っていじめを行っている現実があります。彼らも自分の居場所を作りたくて必死なのだと思いますが…。お互い良いことは余り無いです。</p> <p>越境に関しては「地元の学校でいじめられた」場合のみ面談等を重ねて認める形にしてはどうでしょうか？</p> <p>問題児の押し付けは是非やめて頂きたいのです。</p> <p>小学校から脈々と築き上げてきた良いものを引っ掻き回され、壊されている現実があります。受け入れを多くした途端問題が多くなりました。</p> <p>勿論全ての越境組が問題児というわけではありませんが…。</p> <p>希望だけで簡単に越境できる仕組みはなくして欲しいと考えています。何卒ご健闘の程宜しくお願い致します。</p>
70	<p>指針どおりで賛同です。スムーズに制度が移行されたい気持ちであえて「賛同」コメントします。</p> <p>震災以来、学校と地域の結びつきが固いほど子どもの安心安全につながることに気づきました。地域と学校の関係性の強化はこれからも注視していただきたいです。</p> <p>不満を言うと、学校は地域活動に力を入れていると表明していますが、なかなか実感できる情報が入ってきませんし関係は希薄に思います。それは、保護者の意識が薄いのか学校の取り組みが甘いのかわかりません。教育部学校支援課(?)指導課(?)と児童青少年課が指導し、学校長、地域団体と強くつながってほしいです。</p> <p>今回のパブリックコメント募集により十分に検討されていることがわかりました。今後見直して進めていくことも十分理解できます。反対意見もあるとは思いますが、今後も丁寧な周知活動を続けてください。しんどいことですが、続けることで理解が定着すると思います。</p>

- 地域に根ざした学校づくりを進めていくためにも、その地域や学校のニーズにあった特色づくりを今後も進めていくべきものと考えています
- 特別支援学級については、多摩市は市内でもトップクラスの整備を図っていますが、まだ限られた学校にしか設置されていないのが現状です
- 今後とも、児童・生徒の通学の利便性も考慮しながら、整備を図っていきたいと考えています
- 多摩市内のどの学校においても、教育の質、環境を一定水準以上に保てるよう、教育委員会、各学校において今後も努力していきます
- 学区外から通学している場合は、保護者や児童・生徒の意思で選択していることから学校への関心が強い場合とお住まいの地域の学校ではないことからあまり学校・地域への関心が感じられない場合との両面があると思います
- 教育委員会としても、学校と地域の結びつきが強いほど、子どもの安全安心につながると考えています
- 現在、教育委員会では、教育連携支援事業など、地域の力を借りながら、学校と地域が連携し合っていくしくみづくりを進めています
- その担い手になっていただくのが、青少協や自治会などその地域や学区を基盤として活動いただいている団体ですので、今後とも関係を深めていきます

- 今回の見直しでは、保護者アンケートなどでも大きな差異がみられなかったことから、基本的には小学校と中学校を同様に考えてきました（保護者アンケートの結果については、多摩市公式ホームページで公開しています）
- しかし、中学校では部活動の有無で選択している割合が高いこと、中学校入学時には保護者だけでなく子どもたちの意見も学校選択に大きく反映されることを考慮して、部活動などの教育内容についても「指定校以外の学校に就学できる基準」（案）に含めました

- 教員は各学校の学級数に応じて配置されるため、教員の数と学校規模は比例し、教員の数が部活動の設置に大きく影響します

- 学校選択制・通学区域の見直しを行い、各校の学校規模の適正化を図っていくことで、部活動の設置についても大きな差異がないようにしていきたいと考えています
- 今後は、地域の方や大学生などの人材を活用しながら、子どもたちのニーズに応えられるような部活動の運営のしかたも検討していきます

- 現在、各学校に「学校運営連絡協議会」を設置し、地域の方々などから学校運営に関するご意見などを定期的にいただいています
- また、保護者へ学校評価に関するアンケートを実施するなど、地域や保護者の評価、ニーズを学校運営の改善につなげるようにしています
- 学校選択制を見直した後は、このようなしくみをより充実させ、各学校の教育環境、質の向上につなげていきたいと考えています

- 現在、小学校については選択できる学校を隣接校に制限していますし、中学校についてもほとんどが隣接校からの選択となっているため、隣接校のみ選択できるとする見直しには、学校規模の適正化の面での効果が出にくいと考えます
- 小学校中学年において指定校に転校するまでの間の暫定的な学校選択を認めるという方法については、教育環境が大きく変わることで児童・保護者への影響を考えると、現実的ではないと考えます
- 見直し後は、指定校への就学が基本となることから、指定校への通学上の安全確保が重要となります
- ご提案いただいた保護者を含めた通学路の定期点検については、現在も行っていきますので、今後も実施していきます
- また、集団での登下校、見守り隊などについても、地域や学校ごとの実施手法などについて検討していきます

- 指針が決定した後については、保護者や地域の方々への周知に努めていきたいと考えています

- これまで実施してきた学校選択制の中で評価できる点については、見直し後の新たな制度にも引き継いでいきたいと考えています
- いただいたご意見にあるように「子どもたちのよりよい教育環境を整備するために、学校選択制を超えた新しい制度を導入する」という考え方で、教育委員会として見直しをしていきたいと考えています

No.	提出された意見
71	<p>「通学区域制度の見直しにあたっての指針」のコンセプトには基本的には賛同いたします。しかし、この問題を検討するにあたり、小学校と中学校を同じくくりの中で比較検討して、保護者アンケート結果も小中一緒にデータ評価をしているところに疑問を感じております。なぜならば、学校選択の利点は小学校と中学校では明らかに違っていると思うからです。そこは小中別の評価が必要ではないでしょうか？</p> <p>恐らく保護者の立場から考えれば、通学上の安心安全面での評価は中学よりも小学校の保護者の方が関心が高いでしょうし、充実した学校生活や特色・活性化の評価は中学校の方が関心が高いはずで、それは小中は公立でも、次のステップとなる高校受験は必須となるからです。その上で、中学の3年間をどのように学校生活を送ったのか？という問題は、学校推薦や面接のある私学の受験でも重要なポイントとなります。特に部活動は何より大きな影響があります。学区を制限し、その地域の中学校にどうしても希望する部活がない場合、現行であれば学区外の学校を選択して通学できたものが、見直し後にそれが叶わなくなった場合、その生徒の3年間の中学生生活はまるっきり違ったものになってしまいます。</p> <p>私の子供も、在学を含めて3人の内の2人は希望の部活が無いために学区外の中学に通わせました。選択制によりそれが叶ったわけです。いま指針にある基準を拝見すると、生徒の学校生活にとって重要な教育活動の部活が「C」という最低ランクの配慮になっているのは、不満の残る評価といえます。</p> <p>何故なら、部活の有無はAB以上に生徒や保護者の努力では解決できない問題だからです。その条件を今よりも厳しく制限するのならば、学区内でもっと部活動や教育活動をより自由に新規に立ち上げられる態勢を学校や行政サイドがとらなければ、同じ多摩市の公立中学校間で不公平感や格差が生まれてしまうように思います。その場合、施設の確保、担当顧問の配置、サポートティーチャーの確保など、今まで以上の対策が必要です。</p> <p>それよりもむしろ、「学区内に希望の部活が無い」などの明確な条件提示で学区外通学を許可する(C判定というあやふやな裁定ではなく)という方針の方が、生徒も保護者も安心して賛同できると思いますか如何でしょうか？</p> <p>小学児童は通学の安全安心、地域コミュニティによる保護の強化、地域密着…重要であると思います。中学になれば、私たち大人が考えている以上に、視界はもっと広がり、学校間の枠を越えた多摩市の中での中学生という立ち位置が芽生えております。それは野球やサッカークラブ、剣道や水泳、塾仲間など、横のつながりが広がっているからです。見直しに当たっては、小学校と中学校の学区制限には別の基準があってもいいと思います。中学区には通学距離以外の価値判断も考慮すべきだと思います。</p>
72	<p>理由を問わず自由に学校選択出来るのを廃止するのは賛成だが、きちんとした理由があれば希望する学校へ通えるようにするべきだと思います。</p>
73	<p>学校選択制については、当時の時代の流れの中で導入されたもので、学校が保護者や児童生徒からの「学校選択」という評価を毎年受けることで、教員の意識などを改善し、各学校の教育内容の向上を図っていくという考え方は理解できる。しかしながら、実態としては、公立学校の教員には異動があり、特色を出していくと予算などの制約が大きく、評価に値するほどの学校間の差異は出せなかったのではないかと。結局は、学校までの距離、施設、他からの風評などで選択されている状況である。</p> <p>逆に、選択ができることで、自分たちの地域、学校をよくしていこうという意識が薄れてしまったほうが大きい。学校選択という手法以外に、保護者や地域が学校を評価し、学校の教育内容が保護者や地域のニーズにあったものとなるシステムが確立されることを望みます。</p>
74	<p>今回の見直し案の中で、学校選択制見直しについて意見を述べさせていただきます。</p> <p>見直しの趣旨については概ね理解できるのですが、「一定の基準を満たさない場合は指定校に通うことになる」点について、見直し以降、柔軟性を欠く対応となるのではないかと懸念しております。</p> <p>例えば調整区域は学校からの半径（直線距離）で決定されるということですが、実際の通学路においては団地の敷道を迂回するため、橋を渡るために遠回りする等、必ずしも一定の距離に収まらないケースも多くあると思います。</p> <p>これまで学校選択制を利用して指定校以外の学校への就学を決めた保護者がその理由として、学校までの距離、通学上の利便性を第一に挙げている（約26%）こと、また第二の理由と約10%程度開きがあることから、見直し後も同様の要望は多くなることを考え、以下の案を提案させていただきます。</p> <p>○指定校と隣接する小学校・中学校についてのみ、現状通りの学校選択制を引き続き認める ○指定校と隣接しない小学校・中学校については、今回の見直し案に沿って今後対応する</p> <p>これは学校選択制のマイナス面とされる「通学圏域が広がり、児童生徒の安全確保の対応が困難になる」件について、当該児童・生徒にとってプラスとなるだけでなく、学校においても学区+α（隣接学区を超えない範囲）に通学圏域が一定範囲に収まりプラスとなります。</p> <p>また、保護者の不安としては特に小学校低学年の児童の通学に際しての距離や安全面に関する内容がほとんどだと思います。そこで、当該児童・生徒の意思を十分に尊重する前提で</p> <p>○小学校中学年（高学年）または中学校以降は指定校に通う、という条件で小学校低学年次～一定期間のみ学校選択を認める方法も考えられると思います。</p> <p>もし今回の見直しの指針についてそのまま進めることとなった場合でも、登校班（集団登下校）の恒常化や通学路の定期的な再検討、見守り隊の配置等、児童や生徒の安全を考慮した施策を随時打ち出し、実現していただくよう希望します。</p>
75	<p>素案に賛成です。多摩市の小中学校は、NT建設前は1中3小でした。NT建設で増加して来ました。1年に6校開校した年もありました。その為に通学区域の変更で3度も学校が変わった小学生がいて、通学区域を父母、市民も参加して決めることになりました。</p> <p>学校選択制は、新自由主義の考え方で教育にもち込まれた制度で、デメリットで地域社会がこわれることは予想されていません。</p> <p>学校の規模は、児童・生徒数によって決めるべきです。マスメディアの宣伝もあり、一部の流れになりました。多摩市の市域での人口（児童・生徒）により適正に決めてください。コミュニティがまとまるように考えてください。</p>
76	<p>以前居住していたところがノ宮でしたが、家庭の事情により愛宕地区に転居いたしました。その時に中2の息子を多摩中から東愛宕中へ転校ということも考えましたが、本人の意思を優先して、そのまま多摩中へ通わせた経験があります。やはり、全てが居住区の学校へということになるといじめがあったり、仲間関係のつながりもあつたりすることもあると思われまして、その点の配慮は必要だと思います。ただ、人数の偏りがあまりにもあるようになるのは、問題だと思います。事情による配慮があれば学区制度の見直しには賛成だと思います。</p>

No.	提出された意見
77	<p>指針を読むまでは「見直し反対、現制度を続けて欲しい」という意見でした。というのは、現在中2の娘がこの制度で友達と一緒に希望の中学に通わせて頂き、とても楽しく充実した学校生活を送っているからです。そして妹が現在4年生のため、同じ学校に通えることを希望していました。それが叶わなくなるということで、「見直し反対」を唱えようと思ったのですが…。</p> <p>指針を読んでいくうちに、見直し理由や新しい内容はどれももっともだと思えるものでした。妹が希望の学校に通えないのは残念ですが、友達がみんな同じ学校に通うことになるので、その中で楽しい学校生活を送って欲しいと思います。この指針内容は、わかりやすくとても納得できるものです。そして、その内容は通わせる子どもの親だけでなく、地域の人たちにも理解して欲しいものなので、ぜひ多くの方々に読んで頂き、共通認識として欲しいと思います。（学校が「地域コミュニティの核」であること、学校と地域との連携を強化していくこと等）</p>
78	<p>1 通学区域の変更について 児童・生徒にとってより良い教育環境を整備するための標準規模・適正学区の策定や児童・生徒の安全確保、地域に根ざした学校教育の充実等を基本に据えた見直しの方策が的確に示されており、理解しやすく説得力のある内容だと思います。また、調整区域の設定についても、きめ細やかな配慮のもとに慎重な検討がなされており、該当地域の方々にも納得が得られるものと思われます。今後さらに、調整区域内で指定校変更を希望する保護者に混乱が起きないように、成案の作成に一層ご尽力ください。</p> <p>2 就学指定校決定・変更制度について 本市におけるこれまでの学校選択制については、この制度の利用実態や保護者の意識調査などから、多面的な検討と評価が試みられており、興味深く拝見しました。また、本市がこの制度を見直し、新たな制度を策定することとした英断を高く評価したいと思います。</p> <p>しかし、この見直し案の策定に至る「学校選択制の総括」や「基本的な考え方」等の文脈や論議の中に、学校選択制そのものに対する考察や評価を、もう少し掘り下げていただいてもよかったですのではないかと、という感想を持ちました。その理由は次のようなものです。</p> <p>(1)素案には、学校選択制を実施した結果、「学校の特色づくりに関する教職員の意識が高まった」と評価されていますが、それが学校の教育活動に具体的にどのように反映され、どのような成果が上がったのでしょうか。また、このことについての客観的なデータや知見が得られたのでしょうか。これに関する記述は見当たりませんでした。</p> <p>しかし、そもそもこのような教育の評価は、結果を短絡的に数値化して評定することが困難である、というより評定することが危険なことさえあると思います。このように評価の難しい教育活動を、「学校選択制を導入して、学校間で競わせることによって成果を高めよう」という方策は、本来教育の場には馴染まなかったのではないのでしょうか。</p> <p>(2)学校選択制の課題として、「学校規模の格差」や「児童・生徒の安全確保の問題」とともに「子どもと保護者の生活や交友関係が地域社会から分断されることの問題」をあげています。これらは極めて適切で重要な視点だと考えますが、実はここにはもっと深刻な、「学校の序列化や格差化」という今日的な教育問題の根元的な課題がなかったらどうか、という不安が残ります。これは「通学区域制度の見直し」とは直接的な関連のない課題のように思われますが、「未来を生きる地域の子どもを育てる」という使命をもった義務教育を考えるに当たって、大変重要なことと思ひ致して申し上げます。</p> <p>(3)素案14ページに表示されている「就学指定校決定・変更制度」の定義は、表現が的確で明快だと思います。また、「指定校以外の学校に就学できる基準」等の細目も適切だと感じました。しかし、この新しい制度について、学校選択制の総括の中には「学校選択制の趣旨を残した新たな制度」という表現があり、具体的な見直し内容の中には「(仮称)条件付学校希望制」という新しい用語が唐突に出てくるなど、解説や用語の使用に若干の乱れを感じました。これは、「保護者の意見を事前に聞いた上で就学指校を決定・変更する」という教育委員会の姿勢を示す意図からかとも思いますが、このことは平成9年の「通学区域制度の弾力的運用について」の旧文部省通知以来、この種の制度の基本姿勢になってきたことであり、改めて取り上げて今回の制度の特色にすべきことではないと思います。それよりも、「子どもたちのより良い教育環境を整備するために、学校選択制を超えた新しい制度を導入する」という教育委員会の主体的な姿勢を明確に打ち出していきたい、という思いを強く致しました。</p> <p>私は、公立の義務教育学校には、教職員と子どもたちが一体となり、保護者との協力のもと、地域の教育力をお借りして、それぞれの学校が掲げた目標を達成するために、創意工夫して頑張っていたいただきたいと思います。そして教育委員会には、そのために全力を尽くして学校を指導・援助していただきたいと思います。</p> <p>通学区域制度の見直しも、実はこのための重要な基盤整備であり、基礎的な条件整備だと考えています。それぞれに多様な特性をもった地域の学校が、独自性を発揮して生き生きとした教育活動を展開し、一人ひとりの子どもが個性豊かに、意欲的に学習活動に取り組めるような多摩市の学校環境を創るために、教育委員会の創意を集結して、より良い方針を完成してください。</p>

多摩市教育委員会
教育部 学校支援課

TEL 042-338-6876